

令和2年

第3回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年3月23日  
午前9時30分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第3回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年3月23日(月) 午前9時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に関する件
日程第 5	報告第2号	令和2年第1回仁木町学校給食運営委員会に関する件
日程第 6	報告第3号	令和2年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会に関する件
日程第 7	議案第1号	仁木町教育委員会職員の任免に関する件
日程第 8	議案第2号	仁木町教育委員会臨時的任用職員取扱規則を廃止する規則に関する件
日程第 9	議案第3号	仁木町立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則に関する件
日程第10	議案第4号	仁木町地域活動推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則に関する件
日程第11	議案第5号	仁木町スポーツ指導員設置規則を廃止する規則に関する件
日程第12	議案第6号	仁木町水泳プール管理運営規則の一部を改正する規則に関する件
日程第13	議案第7号	仁木町民スキー場設置管理条例施行規則の一部を改正する規則に関する件
日程第14	議案第8号	仁木町民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則に関する件

日程第15	議案第9号	仁木町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第16	議案第10号	仁木町社会教育関係団体認定基準の制定に関する件
日程第17	議案第11号	仁木町文化・スポーツ大会参加報償金に係る交付要綱の制定に関する件
日程第18	議案第12号	仁木町スポーツサポーター登録要綱の制定に関する件
日程第19	議案第13号	仁木町スポーツ推進委員の委嘱に関する件
日程第20	議案第14号	仁木町立学校評議員の委嘱に関する件
日程第21	議案第15号	仁木町文化財保護審議会委員の委嘱に関する件
日程第22	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和2年2月19日(水)～3月23日(月)

1 令和元年度後志町村教育委員会教育委員研修会

令和2年2月19日(水) ニセコ町民センター

＝概要＝

○ 演題：ICTを活用した「働き方改革と学校づくり」

○ 講師：NPOほっかいどう学推進フォーラム 理事長 新保元康氏

○ 参加者：加藤代理、関井委員、関委員、岩井教育長、奈良次長、中村主事

2 政策調整会議

令和2年2月20日(木) 役場応接室

＝概要＝

○ 令和2年第1回仁木町議会定例会の議案関係 ほか

3 第2新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年2月20日(木) 役場応接室

＝概要＝

○ 新型肺炎(新型コロナウイルス感染症)に係る情報交換

○ 今後の対応 ほか

※ 教育委員会として、当面の間、教育委員会主催行事を全面取りやめるとし、体育協会及び文化連盟が主催する各種事業についても自粛要請を行うことを決定。

4 仁木小学校学年別授業参観日(低学年)

令和2年2月21日(金) 仁木小学校

＝概要＝

1年生 「各種発表」坂本学級

2年生 「各種発表」八柳学級

5 令和元年度第3回仁木町総合計画策定庁内会議

令和2年2月21日(金) 役場応接室

＝概要＝

- 各種資料等の修正について、第6期総合計画の基本構想素案について、基本構想の策定について

## 6 第1回臨時校長会

令和2年2月26日（水）役場会議室2

＝概要＝

- 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について  
(卒業式の取り扱いについて)
  - ・ 総練習を取りやめること。
  - ・ 在校生の式典参加の取りやめること。(在校生が少ない学校については、各学校の判断でもよい。
  - ・ 卒業生の保護者に対しては、参加人数を極力抑え、風邪や発熱などの症状がある方の参加を遠慮いただくこと。
  - ・ 来賓（教育委員を含む）への案内を取りやめ、式辞及び祝辞は文書で配付すること。
  - ・ 会場については、椅子の間隔を空け、スペースの確保を行うこと。
  - ・ 最大限の時間短縮に努めること。
- (臨時休校の取り扱いについて)
  - ・ 2月27日（木）～3月4日（水）までの間、各小中学校は臨時休校とすること。ただし、中学3年生は3月1日までの間とする。

## 7 仁木町議会議員全員協議会

令和2年2月26日（水）役場委員会室

＝概要＝

- 新型肺炎の対応に関する件
- 子育て支援拠点施設整備構想に関する件
- 第6期仁木町総合計画の策定に関する件
- 北海道新幹線トンネル発生土の町有地受入れに関する件

## 8 仁木町議会運営委員会

令和2年2月27日（木）議会委員会室

＝概要＝

- 令和2年第1回仁木町議会定例会の会期日程等議会運営に関する事項

9 令和2年第1回仁木町学校給食運営委員会

令和2年2月28日（金）役場2階応接室

＝概要＝

議案第1号 令和2年度学校給食費について

議案第2号 令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計収支予算（案）について

10 令和2年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会

令和2年2月28日（金）役場応接室

＝概要＝

議案第1号 令和2年度学校給食の献立計画について

議案第2号 令和2年度学校給食用物資選定について

11 第2回臨時校長会

令和2年2月28日（金）役場会議室2

＝概要＝

○ 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について  
（卒業式の取り扱いについて）

・卒業式を取りやめること。

（臨時休校の取り扱いについて）

・2月27日（木）～春休みまでの間、各小中学校は臨時休校とすることに変更。

12 第3回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年2月28日（金）役場応接室

＝概要＝

○ 新型肺炎（新型コロナウイルス感染症）に係る情報交換

○ 町内学校の対応、学童保育の対応、中国人研修生の状況

○ 今後の対応 ほか

13 仁木町民スキー場クローズ

令和2年3月1日（日）町民スキー場

＝概 要＝

- 営業期間：1月4日（土）～3月1日（日）（ 日間）  
（昨年度）12月29日（土）～3月3日（日）（66日間）
- リフト利用者：26,686人（前年度：60,406人）33,720人減
- リフト券売上金額：3,088,480円（前年度：5,668,000円）2,579,520円減

14 第4回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年3月2日（月）役場応接室

＝概 要＝

- 新型肺炎（新型コロナウイルス感染症）に係る情報交換
- 今後の対応 ほか
- ※ 教育委員会として、町民センター及び山村開発センターの閉館について  
検討している旨説明。

15 新型コロナウイルスの対応に関する市町村教育委員会教育長との意見交換会

令和2年3月2日（月）後志教育局

＝概 要＝

- 臨時休業中における「分散登校日」の設定について
- 放課後児童クラブ等における教員の業務従事について
- 国への要望事項について
- その他

16 特別支援連携協議会ケース会議

令和2年3月3日（火）役場会議室2

＝概 要＝

- 仁木中学校2年女子生徒関係
- 出席者 教育委員会 岩井教育長、奈良次長、下口支援員、小鷹支援員  
ほけん課 浜野主幹  
仁木中学校 齋藤校長、相澤教頭、小林教諭、佐々木教諭、秋  
南教諭、竹内教諭、野澤教諭、宮川教諭、佐々木  
養教  
対象生徒の保護者



17 第3回臨時校長会

令和2年3月3日（火）役場会議室2

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症に係る経過
- 臨時休業中における「分散登校日」の設定について
- 町内小中学校における卒業式の取り扱いについて
- その他

18 第5回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年3月4日（水）役場応接室

＝概要＝

- 公共施設等の使用（申請・許可）に係る今後の対応について
- その他

19 第2回新型コロナウイルスの対応に関する市町村教育委員会教育長との意見交換会

令和2年3月4日（水）後志教育局

＝概要＝

- 臨時休業中における分散登校及び個別の対応について
- 放課後児童クラブ等における留意事項について
- 小・中学校の卒業式の対応について
- その他

20 第4回臨時校長会

令和2年3月5日（木）役場会議室2

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症に係る経過
- 臨時休業中における分散登校及び個別対応について
- 放課後児童クラブ等における留意事項について
- 小・中学校の卒業式の対応について
- その他

21 令和2年度教職員人事異動内示

令和2年3月6日(金)各学校

=概要=

- 対象教職員 仁木小学校 2名(1名減)
- 银山小学校 3名(1名増)
- 仁木中学校 3名(1名増)
- 银山中学校 2名(1名減)

22 令和2年第1回仁木町議会定例会

令和2年3月6日(金)、9日(月)、17日(火)議会議場

=概要=

○付議事件25件

議案20件 承認 1件(一般会計補正予算専決)

補正予算 5件(一般(2)、国保、簡水、後期) 可決

当初予算 4件(一般、国保、簡水、後期) 可決

指定管理者 1件(ふれあい遊トピア及びスキー場) 可決

道路認定 1件(中フレトイ線) 可決

道路廃止 2件(中フレトイ線ほか) 可決

条例改正 6件(職員のサービスの宣誓ほか) 可決

意見書 4件(子ども医療費無料化意見書ほか) 可決

決議 1件(民族共生の未来を切り開く決議) 可決

○一般質問5名~6件

野崎議員・・・町道の実態について

佐藤議員・・・土砂災害等の防止対策について

磨 議員・・・人口増加への具体的施策について

上村議員・・・待機児童と保育士不足の解消について

安全・安心な学校給食について

門脇議員・・・今後の地域防災マスターのあり方について

23 令和2年度各会計予算特別委員会

令和2年3月9日(月)~12日(木)議会委員会室

=概要=

予算関連条例、指定管理者、各会計予算、予算説明資料の説明、質疑応答

【教育委員会関係質疑】

- ① いじめアンケートの結果について
- ② 体力運動能力調査結果について
- ③ G I G Aスクール構想について
- ④ 教職員住宅の今後の取り扱いについて
- ⑤ 小学1年生スキー場無料開放事業の詳細について など

24 第5回臨時校長会

令和2年3月10日（火）役場応接室

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症に係る経過
- 「分散登校」の実施について
- その他

25 第73回卒業証書授与式

令和2年3月13日（金）仁木中学校

＝概要＝

- 開式の辞、国歌斉唱、校歌斉唱、学事報告、卒業証書授与（卒業生26名）、学校長式辞（斎藤校長）、来賓紹介（佐藤町長、岩井教育長）、祝電披露、記念品贈呈、送辞（VTR）、答辞（3年計良さん）、式歌、閉式の辞

26 第73回卒業証書授与式

令和2年3月13日（金）銀山中学校

＝概要＝

- 開式の言葉、来賓紹介（佐藤町長、岩井教育長）、学校長あいさつ（庵校長）、卒業証書授与（卒業生6名）、閉式の言葉

27 仁木町議会運営委員会

令和2年3月16日（月）議会委員会室

＝概要＝

- 令和2年第1回仁木町議会定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項

28 学校経営指導（仁木中学校）

令和2年3月16日（月）仁木中学校及び教育長室

＝概要＝

- 仁木中学校女子生徒案件に係る学校経営指導～神守指導監

29 定例校長会

令和2年3月17日（火）役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶（示達事項含む）
  - ・ 1年間のお礼
  - ・ 入学式について
- 教育委員会指導・伝達事項
  - ・ 令和2年度転入教職員辞令交付式について
  - ・ 3月25日以降の分散登校について
  - ・ 特別支援教育支援員の職専免について
  - ・ 分散登校時のスクールバスについて
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
  - (1) 学校経営上の諸問題
  - (2) 学力向上の取組について
  - (3) 教育課程の編成について
  - (4) 令和元年度末業務整理について
  - (5) 後志小中学校長会総会議案審議等について
  - (6) その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程  
次回校長会 未定

30 特別支援連携協議会ケース会議

令和2年3月18日（水）役場会議室2

＝概要＝

- 仁木中学校2年女子生徒関係
- 出席者 教育委員会 岩井教育長、奈良次長、下口支援員、小鷹支援員  
ほけん課 浜野主幹

仁木中学校 齋藤校長、相澤教頭、小林教諭  
対象生徒の保護者

31 第73回卒業証書授与式

令和2年3月19日(木) 仁木小学校

=概要=

- 開式のことば、国歌斉唱、校歌斉唱、学事報告、卒業証書授与(卒業生21名)、学校長式辞(渡邊校長)、来賓紹介(佐藤町長、岩井教育長)、閉式のことば
- 来賓～佐藤町長、岩井教育長

32 定例教頭会

令和2年3月19日(木) 役場会議室2

～挨拶のみ～

33 学校経営指導(仁木中学校)

令和2年3月19日(木) 仁木中学校及び教育長室

=概要=

- 仁木中学校女子生徒案件に係る学校経営指導～神守指導監

34 第6回新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

令和2年3月19日(木) 役場応接室

=概要=

- 公共施設等の使用に係る今後の対応について
- その他

35 第73回卒業証書授与式

令和2年3月20日(金) 銀山小学校

=概要=

- 開式のことば、国歌斉唱、校歌斉唱、学事報告、卒業証書授与(卒業生7名)、学校長式辞(荒木校長)、来賓紹介(佐藤町長、岩井教育長)、閉式のことば
- 来賓～佐藤町長、岩井教育長

日程第 4

報告第 1 号

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果に  
関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

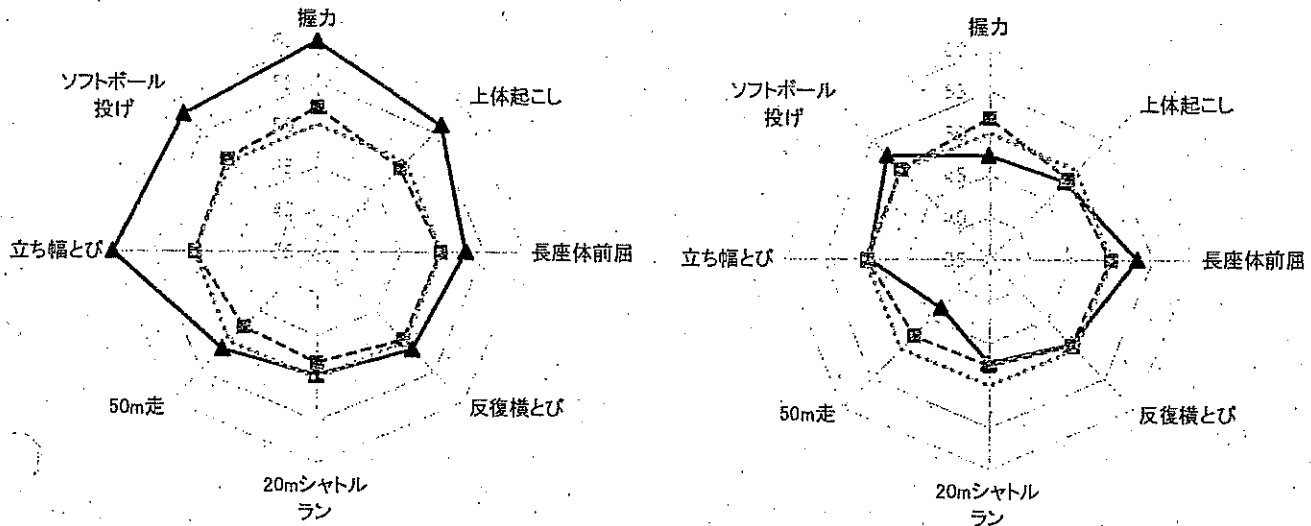
■ 仁木町小学校の状況及び体力向上策(学校数:2校、児童数:24名)

【各種目の状況】

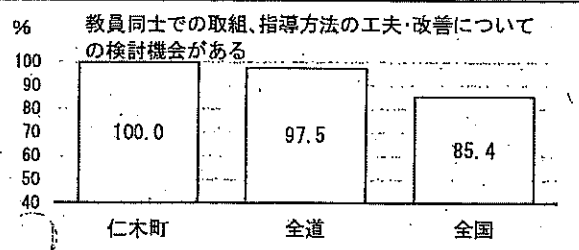
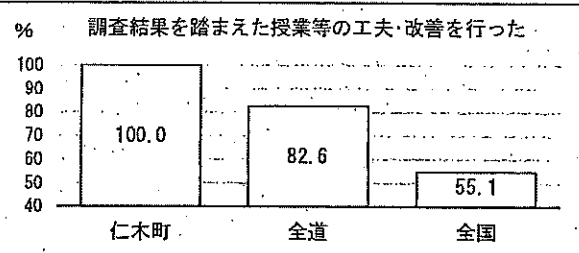
全国を50とした時の数値(T得点)をレーダーチャートで表示

〔男子〕

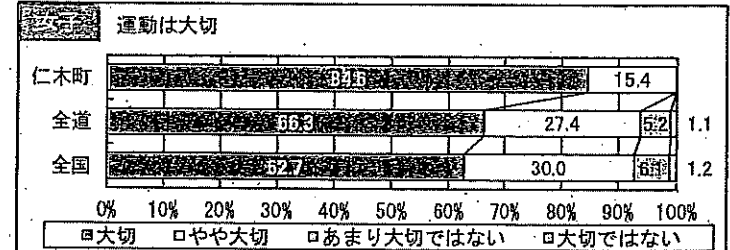
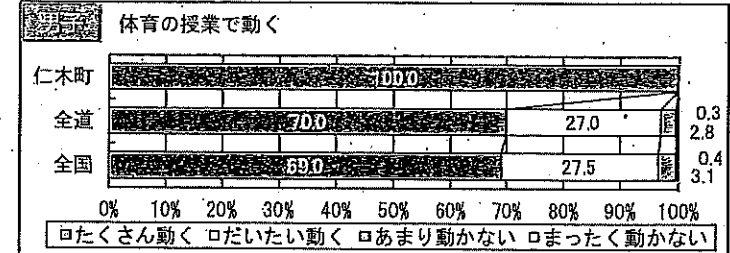
〔女子〕



【学校質問紙調査】



【児童質問紙調査】



【分析】

実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男子は、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「50m走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の7種目で全国を上回り、「20mシャトルラン」の1種目で全道を上回った。</li> <li>○ 女子は、「長座体前屈」「ソフトボール投げ」の2種目で全国を上回り、「反復横とび」の1種目で全道と同様であった。</li> </ul>	<p>調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行ったり、教員同士での取組、指導方法の工夫・改善について検討したりしたことにより、授業が充実し、「体育の授業でたくさん動く」と回答した男子児童の割合及び「運動が大切」と回答した女子児童の割合が高くなったと考えられる。</p>
児童質問紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「体育の授業でたくさん動く」と回答した男子児童の割合が、全国及び全道を上回った。</li> <li>○ 「運動は大切」と回答した女子児童の割合が、全国及び全道を上回った。</li> </ul>	
学校質問紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての学校が、調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善を行った。</li> <li>○ 全ての学校が、教員同士での取組、指導方法の工夫・改善についての検討機会を設定した。</li> </ul>	

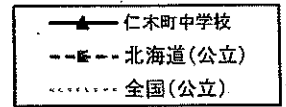
【仁木町の体力向上策】

◎ 学校及びスポーツ少年団等と連携を図った取組

■ 仁木町中学校の状況及び体力向上策(学校数:2校、生徒数:27名)

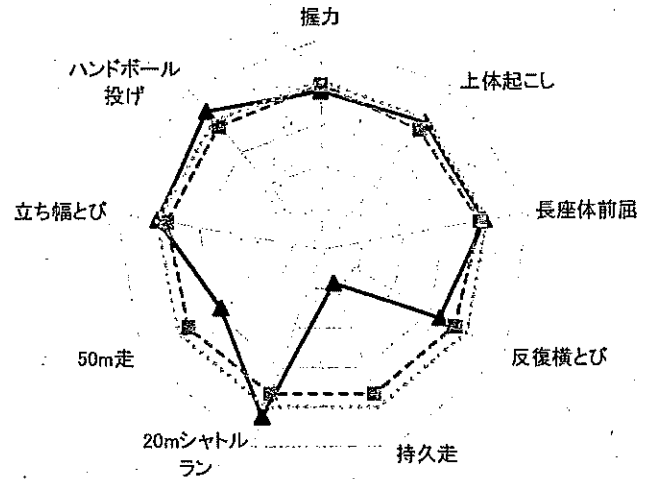
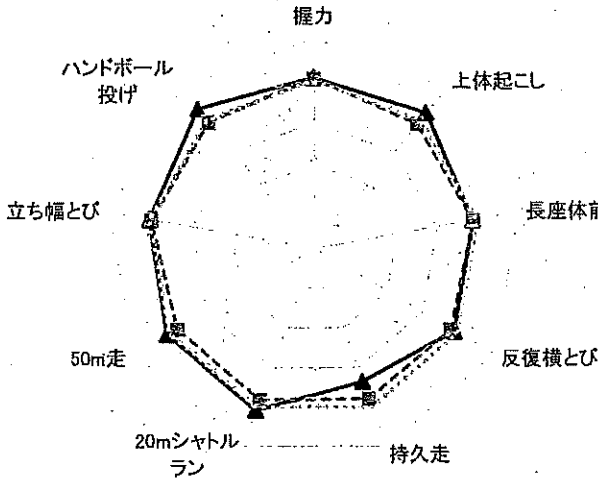
【各種目の状況】

全国を50とした時の数値(T得点)をレーダーチャートで表示

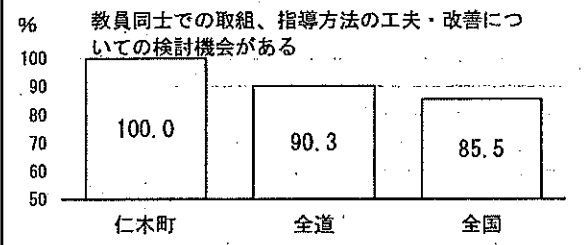
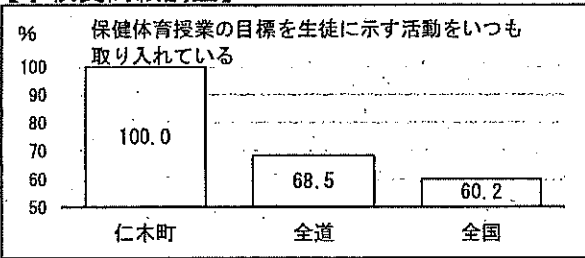


[男子]

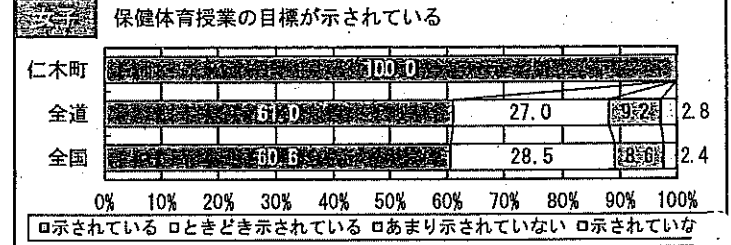
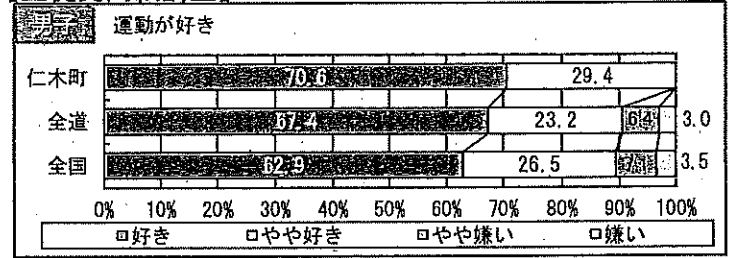
[女子]



【学校質問紙調査】



【生徒質問紙調査】



【分析】

実技	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男子は、「握力」「上体起こし」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の6種目で全国を上回り、「長座体前屈」の1種目で全道を上回り、「反復横とび」の1種目で全道と同様であった。</li> <li>○ 女子は、「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」の2種目で全国を上回り、「上体起こし」「長座体前屈」「立ち幅とび」の3種目で全道を上回った。</li> </ul>	授業の目標を生徒に示す活動をいつも取り入れたり、教員同士での取組、指導方法の工夫・改善について検討したりしたことにより、授業が充実し、「運動が好き」と回答した男子生徒の割合及び「保健体育授業の目標が示されている」と回答した女子生徒の割合が高くなったと考えられる。
生徒質問紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「運動が好き」と回答した男子生徒の割合が、全国及び全道を上回った。</li> <li>○ 「保健体育授業の目標が示されている」と回答した女子生徒の割合が、全国及び全道を上回った。</li> </ul>	
学校質問紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての学校が、保健体育授業の目標を生徒に示す活動をいつも取り入れている。</li> <li>○ 全ての学校が、教員同士での取組、指導方法の工夫・改善についての検討機会を設定した。</li> </ul>	

【仁木町の体力向上策】

◎ 学校及びスポーツ少年団等と連携を図った取組



日程第 5

報告第 2 号

令和 2 年第 1 回仁木町学校給食運営委員会に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和 2 年

第 1 回 仁木町学校給食運営委員会議案

日 時 令和 2 年 2 月 2 8 日 (金)

午後 3 時 3 0 分

場 所 仁木町役場 2 階 会議室 2

仁木町学校給食共同調理場

## 会 議 日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議案審議

日程第1 議案第1号 令和2年度学校給食費の改定について

日程第2 議案第2号 令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計収  
支予算(案)について

日程第3 議案第3号 その他

4 その他

5 閉 会

議案第1号

令和2年度学校給食費の改定について

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第10条の規定に基づき、  
別紙のとおり提案する。

令和2年2月28日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 横 関 茂

## ○令和2年度学校給食費について

消費増税に伴い流通経費などが高騰し、食材単価の上昇と牛乳価格の増額改定に伴い食材等の購入が厳しい状況になっています。

については、副食費及び牛乳について改正を行いたい。

平成29年10月期と令和元年10月期における取引品目96項目の平均単価を比較したところ、その指数が次のとおりになっております。

令和元年10月期の指数値（円）の合計 63,282円

平成29年10月期の指数値（円）の合計 61,796円

$63,282円 \div 61,796円 = 1.024 \cdots 2.4\%$ の増

2.4%の増で計算した場合の1食当たりの副食費

小学校  $161.25円 \times 2.4\% = 3.87円 \cdots 4円$ の増額

中学校  $193.24円 \times 2.4\% = 4.64円 \cdots 5円$ の増額

平均 4.5円の増額

牛乳(200ml/本) 令和元年度牛乳価格 47.68円(1.75円増) 2.00円増額

平成30年度牛乳価格 45.79円(0.30円増)

平成29年度牛乳価格 45.46円

小・中学校で、1食当たり平均の副食費が4.5円、牛乳1本当たり価格の増額改定を2.00円と見込み合計6.5円増となりますが、前回(平成30年改訂)と同様に5円程度の増額で改正することとしたい。

(小・中学校)  $\cdots$  1食当たりの副食費の増額分を端数調整のため3.01円とし、牛乳(200ml/本)の増額分を2.00円とします。

### 【小学校】

(1食当たりの給食費)

副食費  $161.25円 + 3.01円 = 164.26円$  牛乳  $47.68円 + 2.00円 = 49.68円$

主食費  $63.11円 + 副食費 164.26円 + 牛乳 49.68円 = 277.05円$

(1食当たりの増額分)  $277.05円 - 272.04円 = 5.01円$ 増

(年間給食費)  $277.05円/食 \times 194日/年 = 53,747.7円 \approx 53,748円$  (端数調整)

(年間給食費の増額分)  $53,748円 - 52,776円 = 972円$ 増

(月額給食費)  $53,748円 \div 12か月 = 4,479円$

(月額給食費の増額分)  $4,479円 - 4,398円 = 81円$ 増

### 【中学校】

中学校の1食当たりの副食費は、小学校の副食費の1.2倍としています。

小学校の1食当たりの副食費  $3.01円 \times 1.2 = 3.612円$

1食当たりの副食費増額分を端数調整のため4円とします。

(1食当たりの給食費)

副食費 193.24円+4.00円=197.24円 牛乳47.68円+2.00円=49.68円

主食費 73.12円+副食費 197.24円+牛乳 49.68円=320.04円

(1食当たりの増額分) 320.04円-314.04円=6.00円増

(年間給食費) 320.04円/食×194日/年=62,087.7円≒62,088円 (端数調整)

(年間給食費の増額分) 62,088円-60,924円=1,164円増

(月額給食費) 62,088円÷12か月=5,174円

(月額給食費の増額分) 5,174円-5,077円=97円増

※収入試算

小学校 263名×5.01円×194日=255,620円

中学校 153名×6.00円×194日=178,092円

計 433,712円

年度別学校給食費一覧

学校別		小学校						中学校					
年 度		平成29	平成30	令和元	令和2年	前年対比		平成29	平成30	令和元	令和2年	前年対比	
						円	率					円	率
	年間給食費	51,804	52,776	52,776	53,748	972	1.84	59,760	60,924	60,924	62,088	1,164	1.91
	月額給食費	4,317	4,398	4,398	4,479	81	1.84	4,980	5,077	5,077	5,174	97	1.91
	1食当たり給食費	267.03	272.04	272.04	277.05	5.01	1.84	308.04	314.04	314.04	320.04	6.00	1.91
内 訳	主食費	57.85	60.77	63.11	63.11	0.00	0.00	67.94	70.86	73.12	73.12	0.00	0.00
	米飯・パン 麺(主食)	56.29	59.13	61.47	61.47	0.00	0.00	66.38	69.22	71.48	71.48	0.00	0.00
	規格外 加工賃	1.56	1.64	1.64	1.64	0.00	0.00	1.56	1.64	1.64	1.64	0.00	0.00
	牛 乳	45.46	45.78	47.68	49.68	2.00	4.37	45.46	45.78	47.68	49.68	2.00	4.37
	副食費	163.72	165.49	161.25	164.26	3.01	1.82	194.64	197.40	193.24	197.24	4.00	2.03
	給食日数(日)	194	194	194	194	-		194	194	194	194	-	

## 令和元年、平成29年10月期の物価比較 その1

(単位:円 ※税別)

	品 目	増減率	令和元年	平成29年	備 考
1	ツインパック卵	0.00%	207	207	
2	かぼちゃコロッケ	4.35%	24	23	
3	グリーンピース	0.00%	330	330	
4	バター	11.59%	770	690	
5	いか	12.36%	1,000	890	
6	生クリーム	0.00%	1,300	1,300	
7	きざみのり	0.00%	1,020	1,020	
8	千切りごぼう	-15.85%	690	820	
9	冷凍大豆	0.00%	590	590	
10	スノーメイト(粉チーズ)	-21.05%	900	1,140	購入業者変更
11	つまみあげ	0.00%	780	780	
12	早生みかん	36.36%	450	330	
13	三温糖	0.43%	236	235	
14	もやし	10.00%	220	200	
15	こめサラダ油	0.00%	730	730	
16	根昆布	56.90%	455	290	
17	料理酒	0.00%	525	525	
18	国産椎茸	-18.82%	3,450	4,250	
19	かつおだしパック	2.70%	380	370	
20	デミグラスソース	50.00%	1,260	840	
21	コンソメ(粉末)	0.00%	380	380	
22	片栗粉	0.00%	285	285	
23	冷凍おろし生姜	0.00%	210	210	
24	冷凍おろしにんにく	-15.79%	320	380	
25	味噌 白	22.73%	270	220	栄養強化品
26	味噌 赤	0.00%	220	220	
27	トマトケチャップ	0.00%	255	255	
28	ソース(中濃)	1.47%	345	340	
29	スパゲティ(ハーフ)	0.00%	1,140	1,140	
30	焼きそば麺	0.00%	390	390	
31	ラーメン	4.86%	367	350	
32	うどん	5.00%	336	320	
33	マヨネーズ	0.00%	560	560	
34	ホールコーン缶	0.00%	550	550	
	小 計		20,945	21,160	

## 令和元年、平成29年10月期の物価比較 その2

(単位:円 ※税別)

	品 目	増減率	令和元年	平成29年	備 考
35	冷凍ミニブロッコリー	11.54%	290	260	
36	カットわかめ	0.00%	1,750	1,750	
37	ダイストマト缶	-2.86%	510	525	
38	ソニオン	10.14%	760	690	炒め玉ねぎ(冷凍)
39	洗浄きくらげ	0.00%	500	500	
40	あさり水煮	6.95%	2,770	2,590	
41	白桃缶	20.00%	1,860	1,550	
42	ミカン缶	17.65%	1,200	1,020	
43	たもぎ茸レトルト	4.76%	1,100	1,050	
44	緑豆春雨	0.00%	810	810	
45	ミートupp	9.41%	930	850	
46	チキンガラスープ	0.00%	750	750	
47	ラーメンスープ(塩味)	0.00%	790	790	
48	メンマ	6.75%	980	918	
49	福神漬	-9.33%	680	750	購入業者変更
50	たけのこ縦割り	-0.66%	1,500	1,510	
51	チキンオープン焼き50g	0.00%	57	57	
52	ぶどうゼリー	0.00%	32	32	
53	洋梨のタルト	0.00%	51	51	
54	はちみつレモンゼリー	0.00%	42	42	
55	スープストック	0.00%	1,100	1,100	
56	カレールウマイルド	1.79%	570	560	
57	カレールウハイグレート	13.04%	1,300	1,150	
58	ベシャメルソース	0.00%	1,150	1,150	
59	コショウ	15.15%	380	330	
60	糸おかか	28.57%	450	350	
61	スライスチーズ	10.00%	22	20	
62	味付け肉団子	-6.17%	836	891	
63	焼ちくわ	15.94%	800	690	
64	ツト	13.79%	1,650	1,450	
65	豆腐	0.00%	310	310	
66	油揚	0.00%	1,410	1,410	
67	突こんにゃく	0.00%	520	520	
68	生揚	0.00%	620	620	
	小 計		28,480	27,046	



令和元年、平成29年10月期の物価比較 その3

(単位:円 ※税別)

	品 目	増減率	令和元年	平成29年	備 考
69	こんにゃく	0.00%	460	460	
70	ウインナーソーセージ	3.38%	1,680	1,625	
71	豚もも肉	0.00%	1,100	1,100	
72	鶏もも肉	0.00%	900	900	
73	ベーコン	0.00%	1,350	1,350	
74	ロースハム	0.00%	1,450	1,450	
75	鶏挽肉	0.00%	550	550	
76	豚挽肉	0.00%	800	800	
77	人参	27.78%	230	180	
78	キャベツ	-5.44%	139	147	
79	長ネギ	0.00%	630	630	
80	シメジ	2.83%	980	953	
81	ごぼう	0.00%	530	530	
82	サツマイモ	5.39%	430	408	
83	白菜	2.27%	135	132	
84	小松菜	0.00%	730	730	
85	きゅうり	6.16%	448	422	
86	大根	0.00%	141	141	
87	玉ねぎ	-2.91%	100	103	
88	いも	14.46%	190	166	
89	ピーマン	2.09%	439	430	
90	鮭の切り身40g	34.72%	97	72	
91	若鶏ごま照り焼き	10.34%	64	58	
92	ほっけ切り身35g	1.49%	68	67	
93	さんまみそ味	1.79%	57	56	
94	さんまおかか煮	27.27%	84	66	
95	えびカツレツ	10.71%	31	28	
96	ハムチーズピカタ	22.22%	44	36	
	小 計		13,857	13,590	

令和元年、平成29年10月期の物価比較

		令和元年	平成29年	
(その1) 34品目	小計	20,945	21,160	
(その2) 34品目	小計	28,480	27,046	
(その3) 28品目	小計	13,857	13,590	
合 計(96品目)	2.40%	63,282	61,796	

令和2年度 学校給食費負担金算定基礎表

学 校 別	小 学 校						中 学 校								
	年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	前年対比		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	前年対比	
							円	率						円	率
年 間 給 食 費		51,804	51,804	52,776	52,776	53,748	972	1.84	59,760	59,760	60,924	60,924	62,088	1,164	0.019
	月 額 給 食 費	4,317	4,317	4,398	4,398	4,479	81	1.84	4,980	4,980	5,077	5,077	5,174	97	1.91
	1 食 当 た り 給 食 費	267.03	267.03	272.04	272.04	277.05	5.01	1.84	308.04	308.04	314.04	314.04	320.04	6.00	1.91
内 訳	主 食 費	56.66	57.85	60.77	63.11	63.11	0.00	0.00	66.68	67.94	70.86	73.12	73.12	0.00	0.00
	米飯・パン・麺(主食)	55.14	56.29	59.13	61.47	61.47	0.00	0.00	65.16	66.38	69.22	71.48	71.48	0.00	0.00
	規格外加工費	1.52	1.56	1.64	1.64	1.64	0.00	0.00	1.52	1.56	1.64	1.64	1.64	0.00	0.00
牛 乳	45.17	45.46	45.78	47.68	49.68	2.00	4.37	45.17	45.46	45.78	47.68	49.68	2.00	4.37	
副 食 費	165.20	163.72	165.49	161.25	164.26	3.01	1.82	196.19	194.64	197.40	193.24	197.24	4.00	2.03	
給食日数(日)	194	194	194	194	194	194	-	194	194	194	194	194	194	-	-

## 1 主食（米飯・パン・麺）

(1) 小学校（1食当たりの単価）（税込）

令和元年度 61.47円 → 令和2年度 61.47円

(2) 中学校（1食当たりの単価）（税込）

令和元年度 71.48円 → 令和2年度 71.48円

※現在未定のため、令和元年度単価を採用

## 2 規格外加工賃（各種パン包装費）（1食当たりの単価）（税込）

（小学校・中学校）

令和元年度 1.64円 → 令和2年度 1.64円

※現在未定のため、令和元年度単価を採用

## 3 牛乳（200ml／個）（税込）

（小学校・中学校）

令和元年度 47.68円 → 令和2年度 49.68円

※改定額を2円と見込む

議案第2号

令和2年度仁木町学校給食共同調理場会計収支予算(案)  
について

仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則第5条第3号の規定に基づき、別紙のとおり提案する。

令和2年2月28日

仁木町学校給食運営委員会

委員長 横 関 茂

令和2年度 学校給食共同調理場会計収支予算(案)

(収入)

(単位:円)

科目	予 算		額 比 較	説 明
	本年度予算額	前年度予算額		
1. 学校給食費	24,496,428	24,668,204	-171,776	
1) 学校給食費	24,466,428	24,638,820	-172,392	小学校(児・教・セタ-職) 275人 × 53,748円 = 14,780,700円 中学校(生・教) 156人 × 62,088円 = 9,685,728円
2) 給食試食費	30,000	29,384	616	試食分 30,000円
2. 繰越金	100,000	177,324	-77,324	物資繰越分 20,000円 現金繰越分 80,000円
3. 諸収入	572	472	100	預金利息外
合 計	24,597,000	24,846,000	-249,000	

(支出)

科目	予 算		額 比 較	説 明
	本年度予算額	前年度予算額		
主食費	5,579,823	5,817,910	-238,087	
米飯・パン・麺(主食)	5,442,696	5,677,283	-234,587	小学校(児・教・セタ-職) 275人 × 61.47円/日 × 194日/年 = 3,279,425円 中学校(生・教) 156人 × 71.48円/日 × 194日/年 = 2,163,271円
規格外加工費	137,127	140,627	-3,500	全校パン加工費 431人 × 1.64円/日 × 194日/年 = 137,127円
牛乳	4,153,944	4,088,464	65,480	全校 431人 × 49.68円/日 × 194日/年 = 4,153,944円
副食費	14,732,542	14,732,337	205	小学校(児・教・セタ-職) 275人 × 164.26円/日 × 194日/年 = 8,763,271円 中学校(生・教) 156人 × 197.24円/日 × 194日/年 = 5,969,271円
公課費	5,000	4,100	900	令和元年度分消費税納付分
予備費	125,691	203,189	-77,498	
合 計	24,597,000	24,846,000	-249,000	

## 令和2年4月 児童・生徒・職員数

令和2年2月18日現在

### ○小学校（児童・職員・給食センター）

学校名	新1年	2年	3年	4年	5年	6年	職員	合計
仁木小	23	15	17	17	29	20	17	138
銀山中	6	5	3	13	5	6	10	48
赤井川小	6	4	6	5	12	10	9	52
都小	3	2	2	1	3	4	10	25
給食センター	-	-	-	-	-	-	12	12
小学校計	38	26	28	36	49	40	58	275

職員数は、平成31年4月見込みの人数とする。

### ○中学校（生徒・職員）

学校名	新1年	2年	3年	職員	合計	
仁木中	21	17	14	13	65	ALT 1名含む（職員）
銀山中	5	5	14	19	43	ALT 1名含む（職員）
赤井川中	11	13	11	13	48	ALT 1名含む（職員）
中学校計	37	35	39	45	156	

**総合計 431**

## 議案第3号

その他

4 その他

## 仁木町学校給食運営委員会委員名簿

任期 平成31年 4月 1日  
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
あら き とし ゆき 荒 木 俊 行	銀 山 小 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第2項第1号 学 校 長	
たき ざわ ゆう じ 瀧 澤 祐 司	赤井川村校長会代表	第3条第2項第1号 学 校 長	赤井川小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤井川村PTA連合会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁木町PTA連合会会長	第3条第2項第2号 P T A 代 表	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第2項第3号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第2項第4号 必要と認めるもの	

※赤井川村副村長 大石和朗氏の任期は、委員会承認後の6/8から前任者の残任期間となります。



改正

昭和48年2月14日条例第5号  
昭和48年6月25日条例第31号  
昭和57年4月27日条例第34号  
昭和60年3月19日条例第17号  
昭和63年3月19日条例第5号  
平成16年3月18日条例第6号  
平成16年12月22日条例第29号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき仁木町西町1丁目66番地2に仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)を設置する。

(業務)

第2条 給食調理場は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる学校給食の目的を達成するため町立学校児童生徒の学校給食調理運搬及び食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進に関する事業を行う。

(運営)

第3条 給食調理場の円滑な運営を図るため学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校長 3名
- (2) PTA代表 2名
- (3) 学識経験者 1名
- (4) 前各号のほか必要と認めるもの 2名

3 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職員)

第4条 給食調理場に必要の職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年2月14日条例第5号)

この条例は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月25日条例第31号)

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月27日条例第34号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日条例第17号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月19日条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月18日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第29号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正

昭和55年4月28日教委規則第4号  
昭和59年6月19日教委規則第1号  
昭和60年10月1日教委規則第5号  
昭和61年4月28日教委規則第2号  
平成4年3月26日教委規則第2号  
平成11年3月29日教委規則第6号  
平成14年1月29日教委規則第2号  
平成20年6月2日教委規則第8号  
平成21年3月27日教委規則第4号  
平成21年4月17日教委規則第5号  
平成24年3月19日教委規則第6号  
平成25年3月25日教委規則第3号  
平成28年2月25日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は仁木町学校給食共同調理場設置条例(昭和42年仁木町条例第34号以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、仁木町学校給食共同調理場(以下「給食調理場」という。)の管理、運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 給食調理場に次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 係長
- (3) 学校栄養職員又は学校栄養教諭

2 給食調理場に次の職員を置くことができる。

- (1) 主幹
- (2) 主査
- (3) 主任

(係)

第2条の2 給食調理場に次の係を置く。

学校給食係

(分掌事務)

第2条の3 学校給食係の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食運営委員会の会議に関する事。
- (2) 学校給食献立原案検討・物資選定委員会の会議に関する事。
- (3) 共同調理場の設置管理及び廃止に関する事。
- (4) 学校給食の栄養指導に関する事。
- (5) 学校給食の調査研究、統計に関する事。
- (6) 学校給食資料の提供に関する事。
- (7) その他給食調理場の運営に関する事。

(委託)

第2条の4 教育委員会は、給食関係物資の運搬・配送業務・ボイラー運転業務等について、団体又は個人に委託させることができる。

(職員の服務)

第3条 職員の服務に関する事項は別に定める。

(会計)

第4条 給食調理場の会計に関する事項は別に定める。

(運営委員会の任務)

第5条 学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という)の任務は次のとおりとする。

- (1) 給食調理場の管理、運営に関する教育委員会の諮問に答申すること。
- (2) 給食調理場の管理運営に関し、教育委員会に意見を具申すること。

- (3) 給食負担金にかかる予算の審議及び決算の認定を行うこと。
- (4) 学校給食の啓蒙、向上、普及に関する調査、研究を行うこと。

(運営委員会の役員)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。役員は委員の互選による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

第7条 委員長は運営委員会を代表し、会務を統理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は給食負担金にかかる金銭及び物品出納の適正を確保するため、毎年度決算期及び学期末毎に給食調理場会計の監査を行い、その結果を運営委員会に報告する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は毎年2回、臨時会は必要により、委員長が招集する。
- 3 委員長は会議の議長となる。

(給食負担金の納入者)

第9条 給食負担金の納入者は次の各号に定めるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項及び同条第2項（就学義務）に規定する保護者
- (2) 教職員
- (3) 学校給食に従事するもの

(給食負担金の額の決定及び納入方法)

第10条 給食負担金の額は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項（経費の負担）に規定する区分により運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定める。

第11条 給食負担金は毎月25日までに年間所要額を12で除して得た額を納入通知書により、別に定める金融機関に納付するものとする。ただし、所長が特に必要と認めたときは、年間所要額を10で除して得た額で納付することができる。

(給食負担金の精算)

第12条 給食負担金の精算額は、給食回数により算定する。

- 2 前項の精算は日割による計算とし、年間所要額を年間給食日数で除した額に給食回数を乗じて算出するものとする。ただし、円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 給食回数は、毎月15日までに翌月分を報告するものとする。ただし、その報告に変更があるときは、給食実施日の10日前までに行うものとする。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるものの外、給食調理場の運営に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年4月28日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月19日教委規則第1号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月1日教委規則第5号）

1 この規則は、昭和60年10月1日より施行する。

2 この規則の施行前にした学校給食配送委託業務及びボイラー運転取り扱契約は、改正後の規定に基づいたものとみなす。

附 則（昭和61年4月28日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月29日教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月2日教委規則第8号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日教委規則第4号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日教委規則第5号）  
この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月19日教委規則第6号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日教委規則第3号）  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月25日教委規則第1号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

仁木町学校給食共同調理場会計規程（昭和43年仁木町教育委員会告示第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、仁木町学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和43年仁木町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、仁木町学校給食共同調理場会計（以下「給食調理場会計」という。）の事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

（経費）

第2条 学校給食に関する経費は、町費支払に係るものを除き、規則第9条に規定する給食負担金で賄うものとする。

（金融機関）

第3条 規則第11条の規定に基づく金融機関は次のとおりとする。

- (1) 新おたる農業協同組合本所
- (2) 北海信用金庫

2 金融機関の指定は、仁木町学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴いて教育長が行う。

（会計報告）

第4条 給食負担金の取扱いは、明確かつ適正なものとし、所長が職員を指揮してこれを行う。

第5条 所長は給食負担金に係る金銭、物品の調達及び出納事務に関する受払簿を常に整備・保存し、適宜教育長の点検を受けるほか、決算期及び学期末ごとに運営委員会監事の監査を受け、教育委員会にその結果を報告するものとする。

第6条 所長は、毎学期末に棚卸しを行い、在庫の状況を教育委員会並びに運営委員会に報告するものとする。

（準用規定）

第7条 給食調理場の金銭並びに物品の取扱いは、仁木町財務規則（昭和58年仁木町規則第5号）及び北海道学校給食実施要領（昭和34年34教保第467号北海道教育委員会教育長通達）を準用する。

（会計年度）

第8条 給食調理場会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委任規定）

第9条 この規程に定めない事項については、教育長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

日程第 6

報告第 3 号

令和 2 年第 1 回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会に  
関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

令和2年

第1回仁木町学校給食献立  
原案検討・物資選定委員会議案

日時 令和2年2月28日(金)

仁木町学校給食運営委員会終了後

場所 仁木町役場2階 会議室2

仁木町学校給食共同調理場

## 会 議 日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議案審議

議案第1号 令和2年度学校給食の献立計画について

議案第2号 令和2年度学校給食用物資選定について

議案第3号 その他

4 その他

5 閉 会



議案第1号

令和2年度学校給食の献立計画について

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき提案する。

令和2年2月28日

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会

委員長 横 関 茂

## 令和2年度学校給食の献立計画

### 1 献立作成にあたっての留意点

- (1) 文部科学省から出されている学校給食摂取基準を満たすような献立を立てます。

区 分	基 準 値			
	児童(6~7歳)の 場合	児童(8~9歳)の 場合	児童(10~11歳)の 場合	生徒(12~14歳)の 場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%~20%			
脂 質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%~30%			
ナトリウム (食塩相当量)(g)	2未満	2未満	2.5未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA( $\mu$ g RAE)	170	200	240	300
ビタミンB <sub>1</sub> (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB <sub>2</sub> (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	30
食物繊維(g)	4以上	5以上	5以上	6.5以上

【参考】文部科学省 学校給食摂取基準(平成30年8月改定)

- (2) 児童生徒の実態(成長期、味覚の形成期、心身の健康等)にも配慮します。

- (3) 令和2年度献立計画表に基づいて作成する。(※P4参照)

#### ア 献立の作成にあたって

- (ア) 味に変化を付け、組み合わせや調理方法も工夫します。
- (イ) 児童・生徒が苦手とする食材を使った献立も取り入れてい

きます。

- (ウ) 行事食も取り入れ、食文化の継承に役立てます。また、イベント食も実施し、食事での楽しみを感じさせます。

#### イ 食材について

- (ア) 旬の食材を取り入れ、季節感を出します。
- (イ) 仁木町・北後志で採れる地場産品を積極的に取り入れます。

(4) 決められた給食費の範囲内で作成します。

(5) 施設設備、調理員の作業能力、食器の種類等を考慮します。

## 2 献立の基本事項について

### ○ 一週間の主食の区分

- ア 米飯の日 . . . 月・水・金
- イ パンの日 . . . 火
- ウ 麺の日 . . . 木

令和2年度 献立計画表

別紙

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 学校行事 (予定)	1学期始業式	運動会	陸上大会	終業式	2学期始業式	学芸会	学校祭(中)	終業式	冬休み	3学期始業式	スキー学習	卒業式・終了式
2. 献立内容 (予定) (旬の食材、使用 食材料理など)	給食開始 お祝いデザート 山菜料理 清菜オレンジ	修学旅行(中) 子どもの日デザート 山菜料理 アスパラ料理	宿泊研修(小) アスパラ料理	夏休み 七夕デザート 冷やしラーメン さくらんぼ	給食開始 夏野菜料理 冷やしうどん ミニトマト	修学旅行(小) なす料理 きのこ料理 かぼちゃ料理 ミニトマト	学校祭(中) 鮭料理 じゃがいも料理 さつまいも料理 ブルーベリー りんご(加工、製(加工))	冬休み クリスマスデザート かぼちゃ料理 鮭料理 みかん	給食開始 鮭料理 さつまいも料理 早生みかん りんご(加工)	給食開始 鮭料理 さつまいも料理 早生みかん りんご(加工)	給食開始 鮭料理 さつまいも料理 早生みかん りんご(加工)	給食開始 鮭料理 さつまいも料理 早生みかん りんご(加工)
3. 地場産物食材 (予定) ① 仁木・赤井川 ② 北後志		アスパラ トマトジュース	いちじく ピーマン	まくらんぼ、ピーマン	ミニトマト	ミニトマト じゃがいも、ピーマン	ブルーベリー、ピーマン じゃがいも、きゅうり	クリスマス献立 冬至献立	クリスマス献立 冬至献立	学校給食週間	じゃがいも じゃがいも	ひな祭りデザート
4. 行事食等	入学・進級お祝い献立	こどもの日献立	かみかみ献立	七夕献立	夏野菜献立 (8・31)	セレクト給食	お月見献立 目の愛護デー献立	いい香の日献立 (11・8)	クリスマス献立 冬至献立	学校給食週間	じゃがいも	ひな祭り献立
5. 給食日より	給食目標等をもとに、必要に合わせ、内容を考え発行する。											

配膳図と一口メモ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7. 学校訪問 (学校の要項・センターの 予定に合わせて訪問)	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校	仁木小学校
8. 給食目標	準備・後片づけを 上手にしよう 給食の準備・後片づけ ・食事のマナー	楽しい給食時間に にしよう ・食事のマナー	歯の衛生について 考えよう ・歯を丈夫にする 食べもの ・噛むことの大切さ	食事の大切さを知 ろう ・朝食の必要性	暑さに負けない食事 をしよう ・手洗いの励行 ・夏の食生活	食品の働きを知ろう ・栄養素の働き ・成長期の食事	食の文化について 考えよう ・日本型食生活	毎日の食事に感謝 しよう ・食品の生産 ・感謝の心 ・給食が出来るまで	健康と栄養につい て考えよう ・寒さに負けない食事 (風邪の予防)	給食週間について 知ろう ・給食の歴史 ・給食の役割	望ましい食生活に ついて考えよう ・食生活の見直し ・栄養と病気の関 わり	1年間の食生活を 振り返りかえろう ・給食の反省 ・食生活の反省
9. その他		後高管内栄養士会 学校薬剤師定期検査 受配校給食温度調査 自主衛生検査実施	調理実習管理研修会 給食担当者会議 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査 運営委員会	調理実習等学習会 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査	食品検査実施 (保健所監査) 受配校給食温度調査 自主衛生検査実施	栄養教師定期研修会 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査	栄養教師等学習会 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査	食品検査実施 (保健所監査) 受配校給食温度調査 自主衛生検査実施	給食担当者会議 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査 運営委員会 献立作成委員会	栄養教師定期研修会 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査	給食担当者会議 受配校給食温度調査 受配校給食温度調査 運営委員会 献立作成委員会	受配校給食温度調査 受配校給食温度調査

月		火		水		木		金	
2	手巻きずし 牛乳 うしお汁 茎わかめサラダ 桜もち	3	ミルクパン 牛乳 ポトフ チキンチーズ焼き マカロニのミートソース煮	4	ごはん 牛乳 たまねぎとわかめのみそ汁 焼きぎょうざ(2こ) 生揚げといかの中華炒め	5	きつねうどん 牛乳 えびカツレツ クレープ(ブルーベリー)	6	ごはん 牛乳 ちゃんこ汁 さばみそ煮 大根サラダ
	赤 牛乳、のり、チーズ、さけ たまご、とうふ、あさり はんぺん、たら、わかめ		赤 牛乳、ベーコン、ぶた肉・ ウィンナーソーセージ とり肉、チーズ		赤 牛乳、わかめ、みそ 油揚げ、生揚げ、いか		赤 牛乳、油揚げ、とり肉 ちくわ、えび、すりみ		赤 牛乳、とり肉、油揚げ さば、みそ
	緑 長ねぎ、だいこん、にんじん きゃべつ、きゅうり		緑 たまねぎ、にんじん、トマト だいこん、ブロッコリー		緑 たまねぎ、長ねぎ、にんじん たけのこ、はくさい しょうが、キャベツ		緑 たまねぎ、ほうれん草 長ねぎ、ブルーベリー果汁		緑 キャベツ、しめじ だいこん、にんじん きゅうり、長ねぎ
黄 ごはん、ドレッシング もち米、あずき、さとう	黄 パン、じゃがいも マカロニ、油	黄 ごはん、小麦粉、でん粉 油	黄 うどん、米粉、さとう 油	黄 ごはん、さとう ドレッシング					
小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
エネルギー(kcal)	656 809	エネルギー(kcal)	664 806	エネルギー(kcal)	644 786	エネルギー(kcal)	664 782	エネルギー(kcal)	702 906
9	ポークカレー 福神漬け 牛乳 ココロサラダ	10	ココアパン 牛乳 たまご入り野菜スープ ハンバーグソース付き キャベツサラダ カップヨーグルト	11	※ ごはん 牛乳 けんちん汁 さんまみそ味 ブロッコリーおかか和え 残菜調査	12	クリームスパゲティ 牛乳 イタリアンサラダ すだちゼリー	13	みそカツ丼 牛乳 とうふとわかめのみそ汁 五目豆
	赤 牛乳、ぶた肉、大豆		赤 牛乳、たまご、ヨーグルト とり肉、ベーコン、チーズ		赤 牛乳、とり肉、とうふ 油揚げ、さんま、みそ かつお節		赤 牛乳、とり肉、ベーコン		赤 牛乳、ぶた肉、みそ、大豆 とうふ、わかめ、油揚げ
	緑 たまねぎ、にんじん だいこん、きゅうり とうもろこし、にんにく		緑 はくさい、チンゲンサイ にんじん、とうもろこし しいたけ、きゃべつ、きゅうり		緑 にんじん、ごぼう、長ねぎ だいこん、ブロッコリー		緑 とうもろこし、マッシュルーム にんじん、きゅうり、たまねぎ キャベツ、しめじ、すだち果汁		緑 長ねぎ、ごぼう にんじん、にんにく
黄 ごはん、じゃがいも バター、ドレッシング	黄 パン、でん粉、さとう マヨネーズ	黄 ごはん、さとう、油	黄 スパゲティ、さとう、油 小麦粉、ドレッシング	黄 ごはん、さとう、ごま油 油					
小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
エネルギー(kcal)	720 916	エネルギー(kcal)	681 824	エネルギー(kcal)	667 814	エネルギー(kcal)	649 799	エネルギー(kcal)	668 823
16	ごはん 牛乳 あんかけ汁 肉しゅうまい(2こ) 五色煮	17	バターパン 牛乳 ブラウンシチュー えびフライ グリーンサラダ	18	ごはん 牛乳 道産子汁 真だらのみそマヨネーズ焼き もやしとほうれん草のナムル	19	塩ラーメン 牛乳 春巻き 春雨の炒め物 はちみつレモンゼリー	20	春分の日
	赤 牛乳、とうふ、ぶた肉 かまぼこ		赤 牛乳、ぶた肉、えび		赤 牛乳、ぶた肉、とうふ みそ、たら		赤 牛乳、ぶた肉、つと ハム、ひじき		
	緑 だいこん、長ねぎ、にんじん たまごたけ、たけのこ		緑 たまねぎ、にんじん、しょうが きゅうり、マッシュルーム キャベツ、ブロッコリー		緑 たまねぎ、もやし、長ねぎ とうもろこし、にんじん きゅうり、ほうれん草		緑 しなちく、ピーマン、長ねぎ、もやし ほうれん草、たまねぎ、キャベツ にんじん、はくさい、レモン果汁		
黄 ごはん、でん粉、小麦粉 さつまいも、さとう、油	黄 パン、じゃがいも、油 ドレッシング	黄 ごはん、バター、油 マヨネーズ、じゃがいも ドレッシング	黄 ラーメン、小麦粉、油 春雨、さとう、ごま油						
小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
エネルギー(kcal)	700 853	エネルギー(kcal)	664 817	エネルギー(kcal)	647 820	エネルギー(kcal)	694 814		
23	ごはん 牛乳 油揚げと大根のみそ汁 白身魚フライ(ソース) 肉じゃが	 <p>お知らせ 2日は一日早いですが、 「ひな祭り献立」です。 手巻き寿司について のり・・・小学生4枚入り 中学生5枚入り 真・・・たまご焼き (小学生1本、中学生2本) スティックチーズ さけふりかけ</p>		 <p>桜もちは、新潟県産の もち米を使用し、静岡県 産の織葉で包んでいます。 やさしい甘さの生地と 素朴なこしあんのバラン スをお楽しみください。</p>		<p>材料の入荷等の都合により 献立の一部を変更することが ありますのでご了承ください。</p>		<p>※印の日(11日)は残菜調査 をしますので、食缶やおかず 入れの中に他のものは入れ ないでください。</p>	
	赤 牛乳、油揚げ、みそ ホキ、ぶた肉	赤 おもに様をつくるもと になる食品		赤 おもに様をつくるもと になる食品		赤 おもに様をつくるもと になる食品		赤 おもに様をつくるもと になる食品	
	緑 たまごたけ、長ねぎ だいこん、にんじん たまねぎ、グリーンピース	緑 おもに体の調子を整える もとなる食品		緑 おもに体の調子を整える もとなる食品		緑 おもに体の調子を整える もとなる食品		緑 おもに体の調子を整える もとなる食品	
黄 ごはん、さとう、油 じゃがいも	黄 おもにエネルギーのもと になる食品		黄 おもにエネルギーのもと になる食品		黄 おもにエネルギーのもと になる食品		黄 おもにエネルギーのもと になる食品		
小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
エネルギー(kcal)	682 885	エネルギー(kcal)	673 830	エネルギー(kcal)	26.3 31.7	エネルギー(kcal)	21.9 25.5	脂肪(g)	

# 3月給食だよ

2020年2月20日 発行  
仁木町学校給食共同調理場

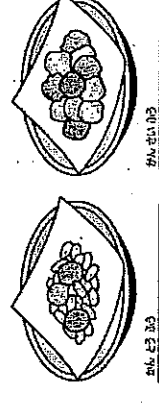
今年度も残すところ、あとひと月となりました。残りの日々を大切に、お友達や先生方と楽しい給食時間を過ごしてほしいと思います。さて、3月は卒業や進級に向けて1年のまとめをする時期です。この1年間の食生活を振り返るとともに、自身の健康についても考えてみましょう。

1年間を振り返ってみましょう。  
できたら、( )に○を書きましょう。

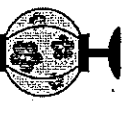
- ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- 食事の前に 必ず手を洗った。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- 食事のマナーを 守ることができた。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- 苦手な食べ物にも 挑戦できた。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- 朝ごはんを 毎日食べた。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
- おやつは時間と 量を決めて食べた。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

## 東西で違う!? ひなあられ

ひなまつりに食べる「ひなあられ」といえば、どんなものを思い浮かべますか？ 実は、正月のお雑煮に入れるお餅の形のように、関東地方と関西地方で大きな違いがあります。



**関西風ひなあられ**  
うるち米を蒸せさせて作り餅を乾燥させたお餅を焼いた。すりつぶしたりして作る。お餅の「モチモチ」を、砂糖などで甘く味つけし、緑やピンクに色をつけたもの。どて味つけしたもの。



## 「食生活指針」で、あなたの食生活を手エツク！

食生活指針は、国民一人ひとりの健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図ることを目的に策定されたものです。以下の10項目を参考に、自分の食生活を見直してみませんか？

### 食生活指針

**1** 食事を楽しましなごう。

**2** 1日の食事のリスムから、健やかな生活リスムを。

**3** 適度な運動とバランスのよい食事と、適正体重の維持を。

**4** ごはんなどの穀類をしっかりと。

**5** 食塩は控えめに、脂肪は質と量を考へて。

**6** 野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。

**7** 日本の食文化や地域の産物を活かして、郷土の味の継承を。

**8** 主菜、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

**9** 食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。

**10** 「食」に関する理解を深め、食生活を見直していきましょう。

○令和元年12月18日(水) クリスマスマニュー

ピラフ、牛乳、ミネストローネ、もみの木型ハンバーグソース付き、枝豆サラダ、クリスマスケーキ



○令和2年1月27日(月木) 全国学校給食週間献立

エスカロップ(根室ご当地メニュー)、牛乳、豆乳スープ、大根サラダ、メロンゼリー



○令和2年1月29日(水) 全国学校給食週間献立  
ごはん、牛乳、スープカレー(札幌ご当地メニュー)、枝豆サラダ、牛乳プリン



○令和2年1月30日(木) 全国学校給食週間献立  
北見塩焼きそば風(北見ご当地メニュー)、牛乳、チーズフォンデュコロッケ、白花豆ムース(イチゴソース)





議案第2号

令和2年度学校給食用物資選定について

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会設置要綱第2条第2号の規定に基づき提案する。

令和2年2月28日

仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会

委員長 横 関 茂

## 令和2年度学校給食用物資選定について

### 1 納入業者について

- (1) 現在の納入業者は、P 1 1 「学校給食用物資納入業者一覧表」のとおりです。
- (2) 新規の納入業者については、学校給食担当者会議や学校等からのメニューの要望等があり、献立作成上必要とみなした場合には、仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会に諮り、納入業者の選定を行います。

### 2 納入物資についての留意点

- (1) 食品の購入に当たっては、過度に加工したものや、不必要な食品添加物を使用した食品は避け、鮮度の良い衛生的なものを選択します。
- (2) 食材の選定は、国内産を基本に使用し、国産品が少ないもの、国内産の供給が少ない食品（むきえびなど）に関しては外国産を使用します。ただし、中国産の使用は可能な限り避けることとします。
- (3) 野菜は北海道産を基本に、仁木町・北後志で採れる地場産品の活用を積極的に行っていきます。北海道産が品薄になる冬場に関しては、本州産のものを使用しますが、見積依頼時に産地を明示させ確認を行います。（※P 1 4 参照）
- (4) 加工食品を使用する場合は、見積時に食品成分表、細菌検査表も取り寄せ、品質、栄養価、衛生面、製造工場場所等も確認し、使用します。（※P 1 5 参照）
- (5) 北海道教育委員会の通知により、年1回、学校給食用食品（原材料及び加工品）の微生物及び理化学検査を行い、衛生面にも配慮します。（※P 1 6～2 0 参照）

学校給食物資納入業者一覧表

【町外】

	業者名	納入物資	所在地
1	北海道学校給食会	冷凍食品(加工品、デザート)、調味料、缶詰、レトルト製品等	札幌市
2	北海道給食資材	冷凍食品(加工品、デザート)、調味料、缶詰、レトルト製品等	札幌市
3	阿部製麺	麺(ラーメン・うどん)	小樽市
4	南北海道ヤクルト販売	ヨーグルトほか	函館市
5	株式会社トワニ (旧吉安商店)	冷凍食品(加工品、野菜、デザート)、調味料、レトルト製品等	小樽市
6	平野商店	パン(パン加工)、米飯	小樽市
7	中禰精肉店 (かねしち)	食肉・食肉加工品	余市町
8	ニコー食品	魚肉加工品	余市町
9	福原豆腐店	豆腐・その他大豆加工品	余市町
10	成木商店	野菜類	余市町
11	コーワ食品	冷凍食品(加工品、魚肉加工品) 調味料	小樽市

※H31年度から北海道デイリーライス、奥村食品、新谷商店を除く

【町内】

	業者名	納入物資	所在地
1	浜野商店	冷凍食品(加工品、魚介類、野菜、デザート)、調味料、レトルト製品、冷凍卵等	仁木町
2	倉島乳業	牛乳	仁木町
3	(有)FCコミュニケーション	野菜、果物	仁木町
4	JA新おたる	野菜、果物	仁木町
5	仁木ファーム	菓子(ケーキ)	仁木町
6	土井商店	菓子、お茶、塩、調味料	仁木町
7	(有)どさんこ農産センター	野菜	赤井川村

令和元年度物資購入リスト(令和元年12月分まで)

業者名	購入金額	精				入				内				その他			
		ジャム・添加物類	砂糖類	乳製品・油脂類	缶詰・レトルト類	調味料類	小麦粉・でんぷん製品類	乾物類	肉・生鮮食品類	冷凍食品							
米販	2,833,291																
ハ	820,748																
小麦粉	0																
北海道学校給食会	2,019,611		三島粉	粉チーズ バター	みかん缶 ハイン缶 トマト缶 ささみ水素 あさり水素	中華ソース 料理酒、クチャップ デミグラスソース みそ(赤・白) マヨネーズ 乾燥卵 クッキングパウダー カレールー	マカロニ	乾燥しいたけ 切干大根 きくらげ ひじき かんぴょう だしパック	もやし					ミニプロコリ、ソニオン(ゆめ五穀) 春巻き、豚汁、50の花コロッケ そばみそ煮、ほうれん草、さんまおろしかか飯			
学校給食会合計	5,473,650																
2 北海道給食会	606,079	福神漬			ホールコーン マッシュルーム缶 梅干										パン かぼちゃコロッケ ぶりフライ、コーンフライ	パンマ	
3 阿部製菓	287,585																
4 前北海道ヤクルト販売	96,471			ヨーグルト													
5 株式会社トワニ (旧 吉野商店)	2,937,224			チーズ(ダイス) (スライス) (丸)		カレールー シチュールー ドリアソース みりん、醤油	スパゲティ								チキーン(作り、プリン)、豚焼き餅、ハンバーグ コロッケ、まひつツレ、コーングラタン かぼちゃコロッケ、白身魚フライ、えび天ぷら たこやき		
6 平野商店	357,428															五目炊込みご飯	
7 中瀬精肉店	1,391,045																
8 ニニ一食品	75,437																
9 福風豆腐店	648,163																
10 成本商店	1,853,545																
11 コーワ食品	544,197																
町外業者計	14,270,824																
12 成野商店	961,405			バター 豆乳 生クリーム ヨーグルト 粉チーズ		チキンガラスープ ラーメンスープ	鶏しほ									杏仁豆腐、グリーンピース むぎ棒、いんげん、豚足、キーマ、ウインナー 水浸めん(ラーメン、うどん)、冷凍大豆 ツインパック、いももち さんまがは焼き、えび天ぷらコロッケ	
13 豊島乳業	3,145,809			牛乳													
14 JA新おたる	41,040																
15 土井商店	28,428																
町内業者計	4,176,682															おやつ詰合せ、お茶	

平成31・令和元年度 納入野菜産地 カレンダー

品目名/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
じゃがいも	道内	真狩					真狩			十勝 真狩	十勝 真狩	
	道外			茨城								
玉ねぎ	道内		北見							北見	蘭越	
	道外	蘭越		伊達 北見								
にんじん	道内											
	道外	羊蹄	函館	函館	洞爺 美幌 羊蹄 石狩 富良野 十勝 網走 小樽 水				北広島 函館	千歳 千歳	茨城 千歳	
ごぼう	道内	十勝 茅室	十勝	茅室 十勝								
	道外											
長ねぎ	道内	函館 今金 伊達 八雲		旭川 十勝 函館	富良野					南幌 富良野	恵庭 八雲 伊達 函館 長沼 八雲	
	道外			旭川	茨城							
白菜	道内											
	道外	茨城								茨城		
きやべつ	道内											
	道外	愛知								愛知		
大根	道内											
	道外	千葉 茨城	函館	恵庭 北広島 函館 ルスツ	小樽 伊達 小樽 美瑛	恵庭 ルスツ 幸蹄	恵庭 北広島 茅室	石狩 千歳 青森	長沼	神奈川		
ピーマン	道内											
	道外	宮崎								宮崎	宮崎	
きゅうり	道内											
	道外	群馬 宮崎								宮崎		
小松菜	道内											
	道外									茨城		
チンゲンサイ	道内											
	道外	茨城										

# 仁木町学校給食共同調理場 様

成木商店

☎ 0135-22-3520

fax 0135-22-0051

令和2年2月19日～2月21日

品名	規格	産地	予定価格	備考
小豆	L	十勝	K 180	
大豆	L	あけち	K 140	
大豆		本州	K 140	
大豆	L 産地	十勝	K 530	
大豆	L	十勝	K 1000	
大豆	L	本州	K 250	
大豆	L 産地	北海道	K 780	730
大豆	L	本州	K 140	
大豆	L	本州	K 1200	
特記事項				
2月10日 送				
32-3988				

2020年1月28日

株式会社トワニ 御中

株式会社ニチレイフーズ

### 細菌検査成績書

当該商品の自主検査結果は、以下の通りです。

商品コード 3368810

商品名 はちみつレモンゼリーFe

規格 60g×40個/2合

賞味期限 2020/11/22

検査日 2019/11/25

検査項目及び結果

項目	細菌数	大腸菌群
結果	<300/g	陰性/0.02g
	<300/g	陰性/0.02g
	以下空白	
基準	$\leq 1.0 \times 10^6$ /g	陰性

(注) 試験方法…食品衛生法、厚生労働省食品衛生検査指針に基づいた分析法による。

生産工場 株式会社ニチレイフーズ 長崎工場

2019年12月23日

# 検査成績書

## 仁木町学校給食共同調理場 御中

仙台市登録衛生検査所第51号  
 株式会社日本環境衛生研究所  
 〒983-0035  
 宮城県仙台市宮城野区日通3丁目14番14号  
 TEL 022-782-1024 FAX 022-782-927



2019年12月18日に、ご依頼を受けました試験品の結果は次の通りです。

検査内容：食品細菌検査  
 採取日：2019年12月10日

検体名	検査項目	検査結果	単位	検査方法
ベーコン	一般生菌数	300以下	CFU/g	食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	大腸菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	黄色ブドウ球菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
以下余白				



備考：

検査担当者 横山東耕  
 検査責任者 大宮里紗

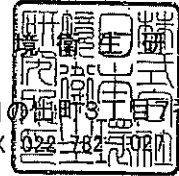


2019年12月23日

# 検査成績書

## 仁木町学校給食共同調理場 御中

仙台市登録衛生検査所第51号  
 株式会社日本環境衛生研究所  
 〒983-0035  
 宮城県仙台市宮城野区日通3丁目7番14号  
 TEL 022-782-1024 FAX 022-782-1024



2019年12月18日に、ご依頼を受けました試験品の結果は次の通りです。

検査内容 : 食品細菌検査  
 採取日 : 2019年12月12日

検体名	検査項目	検査結果	単位	検査方法
キャベツ	一般生菌数	300以下	CFU/g	食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	大腸菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	黄色ブドウ球菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	サルモネラ	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	腸管出血性大腸菌O157	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
以下余白				



備考 :

検査担当者 横山東耕  
 検査責任者 大宮里紗

2019年12月23日

# 検査成績書

## 仁木町学校給食共同調理場 御中

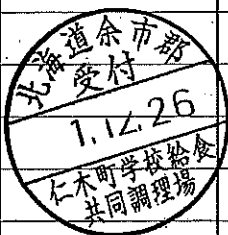
仙台市登録衛生検査所第51号  
 株式会社日本環境衛生研究所  
 〒983-0035  
 宮城県仙台市宮城野区日通町14番14号  
 TEL 022-782-1024 FAX 022-782-0970



2019年12月18日に、ご依頼を受けました試験品の結果は次の通りです。

検査内容：食品細菌検査  
 採取日：2019年12月13日

検体名	検査項目	検査結果	単位	検査方法
じゃがいも	一般生菌数	1.5 × 10 <sup>5</sup>	CFU/g	食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	大腸菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	黄色ブドウ球菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	サルモネラ	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	腸管出血性大腸菌O157	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
以下余白				



備考：

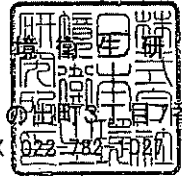
検査担当者 横山 東耕  
 検査責任者 大宮 里紗

2019年12月23日

# 検査成績書

## 仁木町学校給食共同調理場 御中

仙台市登録衛生検査所第51号  
 株式会社日本環境衛生研究所  
 〒983-0035  
 宮城県仙台市宮城野区日通町3丁目7番14号  
 TEL 022-782-1024 FAX 022-782-1024



2019年12月18日に、ご依頼を受けました試験品の結果は次の通りです。

検査内容：食品細菌検査  
 採取日：2019年12月13日

検体名	検査項目	検査結果	単位	検査方法
いかフライ	一般生菌数	$3.4 \times 10^3$	CFU/g	食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	大腸菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	黄色ブドウ球菌	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
	腸炎ビブリオ	陰性		食品衛生検査指針 微生物編に準拠
以下余白				



備考：

検査担当者 横山東耕  
 検査責任者 大宮里紗

**仁木町学校給食共同調理場 御中**

〒048-2406  
 北海道余市郡仁木町西町1丁目66番地2  
 Tel.0135-32-3955 Fax.0135-32-3988

株式会社食環境衛生研究所  
 〒379-2107  
 群馬県前橋市荒口町561-21  
 TEL 027-230-3411 FAX 027-230-3412  
 登録衛生検査所 第41号  
 計量証明事業 環第51号

**検査結果報告書**

受付番号: No.191216050NE  
 受付日: 2019年12月16日  
 報告日: 2019年12月25日  
 検体名: キャベツ  
 備考:

上記検体につきまして、検査結果を以下のとおり報告いたします。

**【検査結果】**

分析項目	残留農薬一斉分析(329項目)
分析方法	GC/MS法 (厚生労働省通知の試験法に準ずる。)
分析結果	全項目検出されませんでした(詳細は別表参照)
結果欄の表記	ND=「検出されず」: 検出時は数値を記載

検査担当者: 阪本 検査責任者: 岸田



議案第3号

その他

4 その他

# 仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員名簿

任期 平成31年 4月 1日  
令和 3年 3月31日

(敬称略)

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
あら き とし ゆき 荒 木 俊 行	銀 山 小 学 校 長	第3条第1号	
さい とう ひろ よ 齋 藤 啓 代	仁 木 中 学 校 長	第3条第1号	
たき ざわ ゆう じ 瀧 澤 祐 司	赤 井 川 村 校 長 会 代 表	第3条第1号	赤井川小
こばやし じゅん いち 小 林 純 一	赤 井 川 村 P T A 連 合 会 長	第3条第1号	赤井川小
やま した かず や 山 下 和 也	仁 木 町 P T A 連 合 会 会 長	第3条第1号	銀 山 小
よこ ぜき しげる 横 関 茂	学 識 経 験 者	第3条第1号	
おお いし かず あき 大 石 和 朗	赤 井 川 村 副 村 長	第3条第1号	
はやし こう じ 林 幸 治	仁 木 町 副 町 長	第3条第1号	
さ とう しのお 佐 藤 忍	栄 養 教 諭	第3条第2号	仁 木 小

※赤井川村副村長 大石和朗氏の任期は、委員会承認後の6/8から前任者の残任期間となります。

○仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会設置要綱

平成24年2月17日

仁木町教育委員会告示第5号

(目的)

第1条 仁木町学校給食共同調理場（以下「学校給食センター」という。）における給食献立の充実と向上、及び給食用物資の選定にあたり適正かつ円滑に推進するため、仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食の献立に関すること。
- (2) 学校給食用物資選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、仁木町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校給食運営委員会委員
- (2) 栄養教諭
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、前条第1号の委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会において、特に必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食センター学校給食係が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月17日から施行する。

## 仁木町学校給食共同調理場物資調達要領

昭和43年1月25日  
教育委員会告示第6号

- 1 仁木町学校給食共同調理場（以下「給食調理場」という）における町費支弁にかかるものを除く物資の調達は、次の要領によるものとする。
  - (1) 同一価格品は最安価のものを購入すること。
  - (2) 同一規格、同一価格のものは地元業者より優先購入すること。
  - (3) 生鮮野菜等の食品購入に際しては、特に鮮度良好なものを選別することに努めなければならない。
- 2 物資調達に際しては、必ず業者より見積書を取り、品質、規格、価格等を十分検討するものとする。
- 3 特殊な製品については、別途指名業者を定め、教育長の承認を得て購入契約するものとする。
- 4 購入業者において、契約事項を遵守しない等、義務違反のある場合は、教育長の指示を受け、取引解除または中止等適当な措置を講ずるものとする。



日程第 7

議案第 1 号

仁木町教育委員会職員の任免に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 8 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 8

議案第 2 号

仁木町教育委員会臨時的任用職員取扱規則を廃止する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町教育委員会臨時的任用職員取扱規則を廃止する規則

仁木町教育委員会臨時的任用職員取扱規則（平成6年仁木町教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日 程 第 9

議 案 第 3 号

仁木町立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

仁木町立学校の施設の開放に関する規則（昭和49年仁木町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○仁木町立学校の施設の開放に関する規則 昭和49年7月17日教育委員会規則第2号</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○仁木町立学校の施設の開放に関する規則 昭和49年7月17日教育委員会規則第2号</p> <p>第1条～第2条 略 (<u>学校開放主事、補助員、及び指導員</u>)</p> <p>第3条 <u>開放学校に学校開放主事、補助員及び指導員を置く。</u></p> <p>2 <u>学校開放主事は教育委員会の命を受け、学校施設の開放に伴う利用者の危険防止及び施設、設備の管理に当るものとし、補助員は開放主事の補助に当るものとする。</u></p> <p>3 <u>指導員は、教育委員会及び開放主事の指示により利用者の指導に当るものとする。</u></p> <p>4 <u>学校開放主事、補助員及び指導員は教育委員会が任命する。</u></p> <p>5 <u>学校開放主事、補助員及び指導員は非常勤とする。</u></p> <p>第4条～第12条 略</p>

日程第10

議案第4号

仁木町地域活動推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する  
規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町地域活動推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則

仁木町地域活動推進アドバイザー設置に関する規則（平成10年仁木町教育委員会規則第4号）は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



日程第 11

議案第 5 号

仁木町スポーツ指導員設置規則を廃止する規則に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町スポーツ指導員設置規則を廃止する規則

仁木町スポーツ指導員設置規則（昭和58年仁木町教育委員会規則第4号）  
は、廃止する。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第12

議案第6号

仁木町水泳プール管理運営規則の一部を改正する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町水泳プール管理運営規則の一部を改正する規則

仁木町水泳プール管理運営規則（昭和44年8月9日教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「委嘱」を「任用」に改め、第5項の次に次の2項を加える。

- 6 管理人は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 7 管理人の任期は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○仁木町水泳プール管理運営規則 昭和44年8月9日教育委員会規則第1号</p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定する施設長及び書記は、仁木町教育委員会（以下「教育委員会」という。）職員をもって充て、<u>管理人は必要に応じて任用する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>管理人は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p> <p>7 <u>管理人の任期は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○仁木町水泳プール管理運営規則 昭和44年8月9日教育委員会規則第1号</p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p>第2条 プール等の職員は、次のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する施設長及び書記は、仁木町教育委員会（以下「教育委員会」という。）職員をもって充て、<u>管理人は必要に応じて委嘱する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第3条～第6条 略</p>

日程第13

議案第7号

仁木町民スキー場設置管理条例施行規則の一部を改正する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町民スキー場設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

仁木町民スキー場設置管理条例施行規則（平成7年仁木町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（職員の職及び職務）

第7条 スキー場の職員は、次のとおりとする。

- (1) 事業所長
  - (2) 次長
  - (3) 索道技術管理者
  - (4) 事務職員
  - (5) その他職員
- 2 前項に規定する職は、委員会職員をもって充てる。ただし、指定管理者が管理の代行をする場合にあっては、そのものが指名する者とする。
  - 3 事業所長は、施設の事業の計画その他必要な事務を掌り所属職員を監督する。
  - 4 次長は、事業所長が出張その他やむを得ない事情により不在の時その職務を代理する。
  - 5 索道技術管理者は、鉄道事業法施行規則に定められた索道施設の維持及び管理に関する技術上の一切の業務を事業所長と協議の上処理し、所属係員を指揮監督する。
  - 6 事務職員は、事業所長の命を受け事業に従事する。
  - 7 その他職員は、スキー場の管理に関し、必要な業務を行うものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○仁木町民スキー場設置管理条例施行規則 平成7年4月28日教育委員会規則第3号</p> <p>第1条～第6条 略 (職員の職及び職務)</p> <p>第7条 スキー場の職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業所長 (2) 次長 (3) 索道技術管理者 (4) 事務職員 (5) その他職員</p> <p>2 前項に規定する職は、委員会職員をもって充てる。ただし、指定管理者が管理の代行をする場合には、そのものが指名する者とする。</p> <p>3 事業所長は、施設の事業の計画その他必要な事務を掌り所属職員を監督する。</p> <p>4 次長は、事業所長が出張その他やむを得ない事情により不在の時その職務を代理する。</p> <p>5 索道技術管理者は、鉄道事業法施行規則に定められた索道施設の維持及び管理に関する技術上の一切の業務を事業所長と協議の上処理し、所属係員を指揮監督する。</p> <p>6 事務職員は、事業所長の命を受け事業に従事する。</p> <p>7 その他職員は、スキー場の管理に関し、必要な業務を行うものとする。</p>	<p>○仁木町民スキー場設置管理条例施行規則 平成7年4月28日教育委員会規則第3号</p> <p>第1条～第6条 略 (職員の職及び職務)</p> <p>第7条 スキー場の職員及び臨時職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業所長 (2) 次長 (3) 索道技術管理者 (4) 書記 (5) 係員 (6) 管理人</p> <p>2 前項に規定する事業所長・次長・索道技術管理者及び書記は、委員会職員をもって充て、係員及び管理人は、臨時職員をもって充てることができる。ただし、指定管理者が管理の代行をする場合には、そのものが指名する者とする。</p> <p>3 事業所長は、施設の事業の計画その他必要な事務を掌り所属職員を監督する。</p> <p>4 次長は、事業所長が出張その他やむを得ない事情により不在の時その職務を代理する。</p> <p>5 索道技術管理者は、鉄道事業法施行規則に定められた索道施設の維持及び管理に関する技術上の一切の業務を事業所長と協議の上処理し、所属係員を指揮監督する。</p> <p>6 書記は事業所長の命を受け、事業に従事する。</p> <p>7 係員は、別に定める仁木町民スキー場附属施設（スキーリフト）に勤務する職員の職制及び服務に関する規程に定める業務に従事するものとする。</p>



改正後	改正前
<p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 第8条～第9条 略</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>る。 8 管理人は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>敷地、建物、施設等の清掃及び除雪（人力により難いものを除く。）</u> (2) <u>建物、施設等に附属する物品、備品の保管及び管理</u> (3) <u>暖房器具の取扱い、火気の取締り及び補助的な防火管理</u> (4) <u>使用申請書等の受理進達</u> (5) <u>前各号に附属すると認められるもの</u> (6) <u>その他、事業所長の指示するもの</u> 第8条～第9条 略</p>

日程第14

議案第8号

仁木町民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

## 仁木町民センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

仁木町民センター設置条例施行規則（平成11年仁木町教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の職及び職務）

第2条 町民センターの職は次のとおりとする。

- （1） 所長
  - （2） その他職員
- 2 前項に規定する所長及びその他職員は、仁木町教育委員会（以下「委員会」という。）職員をもって充てる。
  - 3 所長は、町民センターの事業の企画、実施、その他必要な事務を司り、所属職員を監督する。
  - 4 その他職員は、事業所長の命を受け事務に従事する。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>○仁木町民センター設置条例施行規則 平成11年10月12日教育委員会規則第9号</p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p>第2条 町民センターの職は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) その他職員</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>2 前項に規定する所長及びその他職員は、仁木町教育委員会（以下「委員会」という。）職員をもって充てる。</p> <p>3 所長は、町民センターの事業の企画、実施、その他必要な事務を司り、所属職員を監督する。</p> <p>4 その他職員 は、所長の命を受け事務に従事する。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○仁木町民センター設置条例施行規則 平成11年10月12日教育委員会規則第9号</p> <p>(職員の職及び職務)</p> <p>第2条 町民センターの職は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) 次長</p> <p>(3) 書記</p> <p>(4) 管理人</p> <p>2 前項に規定する所長、次長及び書記は、仁木町教育委員会（以下「委員会」という。）職員をもって充て、管理人は必要に応じて委嘱する。</p> <p>3 所長は、町民センターの事業の企画、実施、その他必要な事務を司り、所属職員を監督する。</p> <p>4 次長及び書記は、所長の命を受け事務に従事する。</p> <p>5 管理人は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 敷地、建物、施設等の清掃及び除雪（人力により難しいものを除く。）</p> <p>(2) 建物、施設等に附属する物品、備品の保管及び管理</p> <p>(3) 冷暖房器具の取扱い、火気の取締り及び補助的な防火管理</p> <p>(4) 使用申請書の受理及び進達</p> <p>(5) 前各号に附随すると認められるもの</p> <p>(6) その他所長の指示するもの</p> <p>第3条～第14条 略</p>

日程第 15

議案第 9 号

仁木町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

仁木町学校給食費補助金交付要綱（平成28年仁木町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分でこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分の表のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)                      第2条 (略)                      ただし、町税に未納がない場合に限る。(世帯員を含み、分納誓約により分納計画を履行している者を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則                      (施行期日)                      1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。                      (失効)                      2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。                      (経過措置)                      3 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(補助対象者)                      第2条 (略)                      ただし、町税及び使用料等に未納がない場合に限る。(世帯員を含み、分納誓約により分納計画を履行している者を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則                      (施行期日)                      1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。                      (失効)                      2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。                      (経過措置)                      3 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。</p>

改正後

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

仁木町長 様

申請者	住所	仁木町
氏名	氏名	姓
電話番号	電話番号	

仁木町学校給食費補助金交付申請書

年度仁木町学校給食費補助金の交付を受けたいので、仁木町学校給食費補助金交付要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。  
 又、私の住居が 年度仁木町学校給食費補助金交付要領第4条に定める交付要件に該当するかどうかを住民基本台帳、世帯異動その他の公簿等により判断することと同様とします。

また、申請後において、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

記

児童生徒

区分	氏名	生年月日	学校名	学年	備考
1人目 (交付対象外)		年 月 日	学校	年	
2人目		年 月 日	学校	年	
3人目		年 月 日	学校	年	
4人目		年 月 日	学校	年	
5人目 以降		年 月 日			

改正前

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

仁木町長 様

申請者	住所	仁木町
氏名	氏名	姓
電話番号	電話番号	

仁木町学校給食費補助金交付申請書

年度仁木町学校給食費補助金の交付を受けたいので、仁木町学校給食費補助金交付要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請後において、申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

記

児童生徒

区分	氏名	生年月日	学校名	学年	備考
1人目 (交付対象外)		年 月 日	学校	年	
2人目		年 月 日	学校	年	
3人目		年 月 日	学校	年	
4人目		年 月 日	学校	年	
5人目 以降					

調査票	本申請に当たり、町内及び運用科等の3種付記を記載されることと同様とします。 申請者 住所 仁木町	姓 氏 名	姓
-----	---	-------	---

様式第5号 (第5条関係)

年 月 日

仁木町長

様

住 所	仁木町
氏 名	〇

仁木町学校給食費補助金請求書

年 月 日付にて交付決定のあった学校給食費補助金について、仁木町学校給食費補助金交付委員会第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。また、補助金の交付決定下記の金融機関口座に指定します。

記、  
請求金額 円

〒 全 国 展 開 区	〒 夏丘・岩倉・岩倉・藤原・その他	〒 木之本・天孫 川原
通 合 種 別	当座預金、普通預金 ※口座で開んでください	
口 座 番 号	支 店 番 号	口 座 番 号
〒 口 座 名 義		

【申請者と口座名義人が異なる場合に記入】

委 任 状	年度仁木町学校給食費補助金（期分）の受領に関する権限を次の者に委任します。	
	委任者住所	委任者氏名
	受任者住所	受任者氏名

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

仁木町長

様

住 所	仁木町
氏 名	〇

仁木町学校給食費補助金請求書

年 月 日付にて交付決定のあった学校給食費補助金について、仁木町学校給食費補助金交付委員会第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。また、補助金の交付先を下記の金融機関口座に指定します。

記、  
請求金額 円

金融機関名	支店名
口座番号	ふりがな 口座名義人

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



日程第16

議案第10号

仁木町社会教育関係団体認定基準の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井秋男

## 仁木町社会教育関係団体認定基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体としての認定に係る必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 社会教育関係団体とは、次の各号の全てに該当しているものとする。

- (1) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体であること。
- (2) 団体の構成員が5人以上であること。
- (3) 団体所在地が町内にあり、代表者が町内在住者又は町内に勤務する者であること。
- (4) 代表者や役員等を構成し、総会等の団体の意思を決定する体制があること。
- (5) 政治活動、宗教活動を行わない団体であること。
- (6) 営利を目的とした事業を行わない団体であること。ただし、公益活動に資する目的としての収益事業は除く。

### (申請)

第3条 社会教育関係団体の認定を受ける団体は、次の各号を掲載した総会資料を提出しなければならない。

- (1) 直近年度の事業計画
- (2) 直近年度の事業報告
- (3) 役員名簿及び会員名簿
- (4) その他教育長が特に必要と認めた書類

### (認定の決定)

第4条 前条に規定する申請を受けた場合は、第2条の規定に基づき、教育長が認定の可否を決定するものとする。

### (認定の更新)

第5条 認定の更新を受けようとする団体は、会計年度当初までに、第3条に規定する関係書類を添えて認定の更新を受けなければならない。

### (認定の取消し)

第6条 教育長は認定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に適合しなくなった場合
- (2) 団体の活動休止や解散、社会教育に関する事業の休止が認められた場合
- (3) 第5条に規定する更新を行わなかった場合
- (4) 虚偽の申請により団体の認定を受けた場合
- (5) その他不相当と認めた場合

### (申請内容の変更又は解散)

第7条 認定団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 代表者、役員、団体所在地等に変更があった場合
- (2) 団体の活動休止や解散、社会教育に関する事業の休止があった場合

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

前項に規定する団体は、令和2年4月1日から1年の間はなお認定の効力を有する。

日程第 17

議案第 11 号

仁木町文化・スポーツ大会参加報償金に係る交付要綱の制定に  
関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第 2 条第 1 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 仁木町文化・スポーツ大会参加報償金に係る交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町の文化・スポーツ活動の振興を図るため、全国大会等の文化・スポーツ大会に参加する個人又は団体に対し、参加に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 この要綱に定める交付対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 仁木町に住所を有する者
- (2) 仁木町の小学校及び中学校に通学している者
- (3) 仁木町内に勤務地があり、仁木町文化連盟、仁木町体育協会又は仁木町スポーツ少年団本部加盟団体に所属している者並びに町内の学校に勤務している教職員

2. 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する大会に参加する場合は、交付対象外とする。

- (1) 地区大会及び上位大会選出基準のない大会
- (2) 参加者の親睦及び交歓等を目的とする大会
- (3) 中学生が学校活動として本町の他の制度により補助を受けて出場する大会

### (算定基準)

第3条 仁木町文化・スポーツ大会参加報償費、仁木町文化・スポーツ大会参加奨励費及び後志大会参加費（以下「報償金等」という。）の基準は、別表で定める算定基準のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 申請者が、報償金等の交付を申請するときは、仁木町文化・スポーツ大会参加報償金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げるうち必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項等（全国大会、全道大会、地区大会及び上位大会選出基準）
- (2) 大会成績結果表（全国大会、全道大会、地区大会及び上位大会選出基準）
- (3) 大会参加が確認できる書類
- (4) 参加費、交通費及び宿泊費その他全国大会等の参加に要した経費が確認できる書類
- (5) その他、町長が必要と認める書類

### (交付)

第5条 町長は、前条の規定による報償金等の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは報償金等を交付する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、報償金等の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

仁木町文化・スポーツ大会参加報償金に係る算定基準

1 仁木町文化・スポーツ大会参加報償費

- (1) 報償対象者 報償対象経費の対象となる参加者及び指導者の範囲は次のとおりとするただし、プロの競技者及び当該文化・スポーツ活動を生業としている者は、助成対象外とする。

ア 高校生以上個人種目

参加者のみ (所属団体の代表者等が同行しても対象外とする)

イ 団体種目及び中学生以下個人種目

参加者及び指導者 (指導者は、大会に登録されている監督及びコーチとする。ただし、監督及びコーチを証明する書面がない場合については、各団体の申し出によって許可するものとする。なお、指導者の上限人数については、監督及びコーチを合わせ3名までとする)

- (2) 報償対象経費 報償対象者が、全国及び全道の各種大会に参加する経費のうち、次に掲げる経費の合計額を報償対象経費とする。ただし、次に掲げる経費のうち、国、北海道又は地方公共団体から一部助成を受けている経費は、報償対象経費の算定外とする。

ア 参加費 実費額

イ 宿泊費 実費額 (上限額 駐車場代を含む1人当1泊6,500円)

ウ 交通費 (大会が町内で開催される場合は対象としない)

(ア) 実費額 (公共交通機関・レンタカー・バス借上など)

(イ) 定額 (車賃)

a 車賃は1km当たり37円とする。

b 車両は1台当たり運転手を含む5人で台数を算定する。ただし、6人乗以上の車両を利用した場合は、状況に応じ算定する。

c 路程は仁木町役場から大会会場までの往復距離及び大会会場から宿泊先までの往復距離とする。ただし、宿泊先が2か所以上となる場合については宿泊人数の多い宿泊先の往復距離で算定することとする。

エ 国外大会経費 国又は北海道が統括する競技団体から日本代表の派遣事業により選出された選手に係る個人負担経費を対象とする。

(ア) 自宅から集合場所までの交通費・宿泊費 (公共交通機関の運賃)

- (イ) 派遣参加経費（往復航空運賃・宿泊費・保険料等）
- (ウ) パスポート取得費
- (3) 報償金額 報償金額は、報償対象経費に次の各号に掲げる参加団体又は参加者に応じた補助率を乗じて得た額とする。なお、百円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
  - ア 小学生
    - (ア) 文部科学省、都道府県及び都道府県教育委員会が主催又は後援している各種大会に参加した場合 全国・全道各1回 2/3
    - (イ) 上記(ア)の大会に2回以上又は他の各種大会参加した場合 1大会につき 1/3
    - (ウ) 国外の大会に参加した場合 1/2
  - イ 中学生
    - (ア) 国外の大会に参加した場合 1/2
    - (イ) 上記ア(ア)の大会、中文連大会及び中体連大会以外の各種大会に参加した場合 1/3
  - ウ 一般及び町内勤務者が各種大会に参加した場合 1/3

## 2 仁木町文化・スポーツ大会参加奨励費

- (1) 奨励対象者 奨励対象経費の対象となる参加者は、1に掲げる助成対象者とする。
- (2) 奨励対象経費 奨励対象者が、国又は北海道が次に掲げる経費のうち、全額をもって参加する場合、奨励費として支出するものとする。ただし、1年に1回限りとし、仁木町文化・スポーツ大会参加報償費は支給しない。

- ア 参加費
- イ 宿泊費
- ウ 交通費

- (3) 奨励金額 奨励金額は、次のとおりとする。

- ア 全国大会 30,000円
- イ 世界大会 50,000円
- ウ オリンピック 100,000円

- 3 後志大会参加費 青少年の育成を図るため、次に掲げる団体が全道大会の予選会を兼ねる後志大会に参加した場合は、1年に1回限り参加費（宿泊費・交通費は除く）を全額報償する。

- (1) 仁木小学校
- (2) 銀山小学校
- (3) 仁木町スポーツ少年団本部加盟団体

様式第1号

仁木町文化・スポーツ大会参加報償金交付申請書

年 月 日

仁木町長

様

申請者

住 所

氏 名

- 1 大会名
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 関係書類



日程第 18

議案第 12 号

仁木町スポーツサポーター登録要綱の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第11項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町スポーツサポーター登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町のスポーツ振興を図るため、実技及び団体活動の指導にあたる仁木町スポーツサポーター（以下「スポーツサポーター」という。）の登録に関し必要事項を定める。

### (登録)

第2条 スポーツサポーターの登録を希望する団体は、仁木町スポーツサポーター登録申請書（様式第1号）により教育委員会に提出しなければならない。

- 2 スポーツサポーターを登録変更する場合は、前項の規定による様式によるものとする。
- 3 教育委員会は、スポーツサポーターに特別な事由があると認められるときは、登録を抹消することができる。

### (職務)

第3条 スポーツサポーターの職務は次のとおりとする。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技指導・助言を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動を促進するために活動組織の育成を図ること。
- (3) スポーツ団体・その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、協力すること。
- (4) 住民に対し、スポーツの理解や関心を深めること。

### (実績報告)

第4条 スポーツサポーターは、活動終了後速やかに、仁木町スポーツサポーター実績報告書（様式第2号）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

### (謝礼)

第5条 スポーツサポーターの謝礼は年額とし、活動実績により予算の範囲内で定める。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### (失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号

仁木町スポーツサポーター登録申請書

年 月 日

仁木町教育委員会教育長 様

推薦団体

住 所

団体名

代表者名

印

新 規・変 更

仁木町スポーツサポーター登録要綱に基づき、下記のとおりを申請します。

氏 名	(フリガナ)	性 別	男 ・ 女
住 所	〒		
連 絡 先			

氏 名 (変 更 前)	(フリガナ)	性 別	男 ・ 女

※お預かりした個人情報は、仁木町スポーツサポーターの業務以外には使用いたしません。

様式第2号

仁木町スポーツサポーター実績報告書

年 月 日

仁木町教育委員会教育長 様

仁木町スポーツサポーター登録要綱に基づき、下記のとおり報告します。

仁木町スポーツサポーター	氏 名	印
	氏 名	印
	氏 名	印
活動期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分	
活動場所		
活動内容		
ご意見等		
活動団体署名		印

日程第19

議案第13号

仁木町スポーツ推進委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋男

## 仁木町スポーツ推進委員名簿

任 期：平成 29 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日

定 数：9 名

役 職	氏 名	住所・電話番号	備 考
委員長	鈴木 保		銀山地区 H5. 6. 1～
副委員長	加藤 政 茂		銀山地区 H25. 6. 1～
委 員	井 内 洋 志		仁木地区 H13. 6. 1～
委 員	岩 崎 美 和		仁木地区 H21. 6. 1～
委 員	吉 本 峰 也		仁木地区 H29. 6. 1～
委 員	木 村 公 一		大江地区 H29. 6. 1～
委 員	堀 川 美穂子		銀山地区 H30. 4. 1～
委 員	東 野 大 介		然別地区 R元. 6. 7～
委 員	大 原 知恵美		大江地区 R 2. 3. 23～

日程第20

議案第14号

仁木町立学校評議員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町立学校評議員名簿

任期 令和2年4月 1日

令和4年3月31日

(敬称略)

区分	(ふりがな) 氏名	性別	現住所		電話		備考
			生年月日	(年齢)	所属(役職等)		
仁木小学校	くどう よしみ 工藤 義見	男					
	こんの みわ 今野 美和	女				仁木小学校元PTA監査	
	きむら こういち 木村 公一	男				仁木小学校PTA	
	わたなべ まさる 渡辺 優	男					変更
						仁木小学校PTA会長	
銀山小学校	よしおか たかし 芳岡 貴志	男					変更
	すずき たもつ 鈴木 保	男				銀山子ども会会長	
	おおぼら かずこ 大洞 和子	女				銀山女性の会会長	
仁木中学校	ふじた ひろし 藤田 浩	男					仁木中学校元PTA会長
	おおくぼ としや 大久保 俊哉	男					仁木中学校元PTA会長
	しまだ しげる 嶋田 茂	男					仁木中学校同窓会長
銀山中学校	ほんま みつお 本間 美津雄	男					銀山中学校元同窓会長
	かとう まさしげ 加藤 政茂	男					銀山中学校元PTA会長
	せがわ ゆうき 瀬川 優紀	女					銀山中学校元PTA



日程第 21

議案第 15 号

仁木町文化財保護審議会委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則  
第2条第13項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

## 仁木町文化財保護審議会委員名簿

任 期 自 令和 2年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

委員数 5名

氏 名	住 所	電 話	備 考
丸 谷 健 二			H21. 4. 1～
服 部 睦 子			H14. 4. 1～
野 村 広 司			H23. 7. 1～
本 間 美津雄			H28. 4. 1～
塩 島 晴 美			R元. 12. 4～

日程第 22

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 3 月 23 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

## 1 当面する教育諸問題

## 2 当面する行事日程について

### ★ 令和2年第4回仁木町教育委員会定例会

4月 日 ( ) : ~ 応接室

※平成31年・・・4月26日(金) 14:55~16:25

※平成30年・・・4月27日(金) 14:45~17:20

### ★ 令和2年度転入教職員辞令交付式

4月 2日(火) 14:00~ 町民センター・交流ホール

### ★ 令和2年度小・中学校入学式

仁木小学校 4月6日(月) 10:00~ 関井委員、関委員、渡委員

銀山小学校 4月6日(月) 10:00~ 教育長、加藤職務代理

銀山中学校 4月7日(火) 10:00~ 関井委員、関委員、渡委員

仁木中学校 4月7日(火) 10:00~ 教育長、加藤職務代理

- 町長訓示及び辞令交付式  
4月 1日 (水) 8:30 ~ 交流ホール
- 入札・見積合せ  
4月 1日 (水) : ~
- 令和2年度仁木町校長会総会及び臨時校長会  
4月 2日 (木) 15:00 (辞令交付式終了後) ~ 会議室2
- パート調理員辞令交付  
4月 日 ( ) 7:50~ 給食センター
- 令和2年度後志管内市町村教育委員会教育長会議  
4月10日 (金) : ~ ホテル第一会館
- 令和2年度後志管内教育機関関係団体懇談会  
4月10日 (金) 17:45~ ホテル第一会館
- 仁木町教育研究会定期総会  
4月14日 (火) : ~
- 仁木町PTA連絡協議会定期総会  
4月27日 (月) : ~

### 3 その他

#### (1) 令和元年度学校評議員会の開催結果報告について

- 銀山中学校 第2回報告・・・P104
- 仁木中学校 第3回報告・・・P105

#### (2) その他

- 令和元年度仁木町民スキー場利用状況・・・P106
- 「仁木町学校教育基本方針」策定に係るアンケート調査結果 (別冊)

## 令和元年度 第2回学校評議員会報告

仁木町立銀山中学校

1. 開催日時 令和2年1月16日(木) 18:30~19:30
2. 出席者 本間美津雄さん、瀬川優紀さん (加藤政茂さんは欠席)
3. 会議内容
  - 学校の状況説明
  - 学校評価アンケートの結果について説明
  - 生徒の活動状況とおもな教育活動についての説明
  - その他
  - 意見交換
4. 評議員から出された主な意見
  - ・これからの学校作りについて、銀山小学校中学校が1つになり、地域の人たちも集まれる学校が望まれる。
  - ・仁木地区と銀山地区のカラーは違うので、そのカラーは残すべきと考える。
  - ・学園生が学園を出た後の何らかの社会的サポートが必要と考える。
  - ・銀中と銀小の間の道路に街灯がないため、下校するとき暗くて心配であることを銀中の保護者から聞いたことがある。街灯設置については町内会が窓口となるが、ほかの方面からも要望として出していかななくてはならない。
5. 成果
  - 今年度これまでの教育活動や学力向上の取組に理解を得られた。
  - 地域との連携を深めながら、銀山独自の教育の取組に対する期待感を確認できた。
6. 今後に向けて
  - 授業参観や学校で行われる学校行事においても学校の様子を見てもらい、ご助言をいただく。
  - 日常の学校生活について、何か気になることや疑問に思うことは随時連絡をいれてもらう。

令和元年度 第3回学校評議員会・第2回学校関係者評価委員会の報告

仁木町立仁木中学校

開催日時	令和2年2月13日(木) 18:30~19:30
出席者評議員	<input type="checkbox"/> 大久保俊哉評議員 <input type="checkbox"/> 藤田浩評議員 ※嶋田評議員欠席
学校関係者評価委員	<input type="checkbox"/> 関 雅樹委員 <input type="checkbox"/> 菊池健文委員 <input type="checkbox"/> 下口 学委員 ※東郷昌弘委員欠席
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2学期学校経営、次年度ランドデザインの説明</li> <li>○令和元年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果報告</li> <li>○令和元年度学校評価後期反省について</li> <li>○質疑応答</li> </ul>
学校評議員・学校関係者評価委員からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期、危機管理マニュアルの研修が行われているので良い。</li> <li>・今後の農業体験のシステムについて意見交換がなされた。</li> </ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に意見無し。</li> </ul>

# 令和元年度仁木町民スキー場利用状況

指定管理者 株式会社 北海道名販

開設期間 1月4日～3月1日

開設 日数	利用者数 (リフト乗車人数)			リフト券発行件数			リフト券売上金額		
	昼間	夜間	計	大人	小人	計	昼間	夜間	計
	12月 0日	0人	0人	0人	0件	0件	0件	0円	0円
1月 28日	14,015人	2,900人	16,915人	1,230件	1,292件	2,522件	2,035,330円	202,880円	2,238,210円
2月 29日	6,412人	2,696人	9,108人	704件	282件	986件	691,850円	100,380円	792,230円
3月 1日	663人	0人	663人	61件	21件	82件	58,040円	0円	58,040円
計 58日	21,090人	5,596人	26,686人	1,995件	1,595件	3,590件	2,785,220円	303,260円	3,088,480円

※平成28年度～平成30年度実績

開設 日数	利用者数 (リフト乗車人数)			リフト券発行件数			リフト券売上金額		
	昼間	夜間	合計	大人	小人	合計	昼間	夜間	合計
	30年 64日	49,989人	10,417人	60,406人	3,051件	2,082件	5,133件	5,230,870円	437,130円
29年 70日	60,888人	12,543人	73,431人	3,145件	2,387件	5,532件	5,711,560円	476,810円	6,188,370円
28年 68日	59,592人	15,739人	75,331人	3,506件	2,991件	6,497件	5,826,450円	760,130円	6,586,580円